

令和5年第4回都城市議会定例会（1月2月）

（議案第114号～第162号）



議案第114号

都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部  
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永



都城市議会議員及び都城市長の選舉における選舉運動の公営に関する条例の一部を改正する条例  
都城市議会議員及び都城市長の選舉における選舉運動の公営に関する条例（平成18年条例第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改訂する。

改正前	改正後
<p>(選舉運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等から請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選舉運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選舉運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等から請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の</p>

規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなるときは、その事由が生じた日と同じ。）までの日数を乗じて得た金額であることにつき、委員会が定めるとこころにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ (略)

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作業を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た額に310,500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内でのものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からのお請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラ作成に係る公費の支払)

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）

規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなるときは、その事由が生じた日と同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでに該当するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるとこころにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ (略)

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作業を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合は、当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からのお請求に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からのお請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラ作成に係る公費の支払)

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）

が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭に当該選挙運動用ビラの作成枚数（法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものについて、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払うものとする。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)  
第14条 第11条の規定による公費負担の限度額は、修  
ついて、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当  
が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場  
に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)  
第14条 第11条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

附則(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）



**議案第 114 号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

**【担当課：選挙管理委員会】**

条例名	都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	公布の日		制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	公職選挙法施行令の一部が改正され、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、本市が執行する都城市議会議員及び都城市長の選挙における公営に要する経費を同額とするため、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>『公営単価改正の概要』</p> <p>1 選挙運動用自動車の使用に係る公営費（一般運送契約以外の契約）</p> <p>（1）自動車借り入れ 15,800 円を 16,100 円に引上げ（第 4 条第 2 号のア）</p> <p>（2）燃料費 7,560 円を 7,700 円に引上げ（第 4 条第 2 号のイ）</p> <p>2 選挙運動用ポスターの作成に係る公営費</p> <p>（1）作成費（1 枚当たり）525 円 6 銭を 541 円 31 銭に引上げ（第 9 条）</p> <p>（2）企画費 310,500 円を 316,250 円に引上げ（第 9 条）</p> <p>3 選挙運動用ビラ作成に係る公営費</p> <p>（1）作成費（1 枚当たり）7 円 51 銭を 7 円 73 銭に引上げ（第 13 条及び 14 条）</p>			
関係する法令及びその条項	公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 109 条の 4、第 109 条の 8 及び第 110 条の 4			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				



議案第115号

都城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

都城市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宣永



都城市職員定数条例の一部を改正する条例

都城市職員定数条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,015人</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>90人</u></p> <p>(8) 上下水道局の職員 <u>78人</u></p> <p>(9) 消防機関の職員 <u>185人</u></p> <p>(定数外)</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,027人</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>91人</u></p> <p>(8) 上下水道局の職員 <u>77人</u></p> <p>(9) 消防機関の職員 <u>186人</u></p> <p>(定数外)</p>
<p>第3条 次に掲げる職員は、前条の職員の定数に含めないものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第3条 次に掲げる職員は、前条の職員は、前条の職員の定数に含めないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第28条第2項の規定により、休職を命ぜられた職員</u></p> <p>(3) <u>地方公務員法第55条の2 第1項ただし書の規定により、任命権者の許可を受けて、職員団体の業務に専ら従事する職員</u></p> <p>(4) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号) 第2条第1項の規定により、育児休業をしている職員</u></p> <p>(5) <u>都城市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年条例第34号) 第2条第1項の規定により派遣された職員</u></p>

	(6) 都城市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年条例第6号）第2条（同条例第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、任命権者の承認を受けて、自己啓発等休業をしている職員
(2) (略)	
(7) (略)	2 前項第1号から第6号までに掲げる職員が復職した場合は、その復職した日の属する年度の末日までの間は、定数に含めないものとする。
2 (略)	3 (略)

#### 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第115号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総合政策部総合政策課】

条例名	都城市職員定数条例の一部を改正する条例																																																							
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正	<input type="checkbox"/> 廃止																																																				
施行予定日	令和6年4月1日	制定年月	平成18年1月																																																					
制定改廃の目的・背景	令和9年に宮崎県で開催される国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の準備・運営等に伴う行政需要を踏まえて、都城市第4次行財政改革大綱の計画期間における職員定数の上限を見直すとともに、長期に業務を離れる育児休業中の職員等を定数の算定から除外するため、所要の改正を行うもの。																																																							
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 職員の定数を次のとおりとする。 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">定数(人)</th> <th rowspan="2">増減 (人)</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局の職員</td> <td>1,015</td> <td>1,027</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の職員</td> <td>10</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td>4</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員会の事務部局の職員</td> <td>7</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局の職員</td> <td>11</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局の職員</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員</td> <td>90</td> <td>91</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>上下水道局の職員</td> <td>78</td> <td>77</td> <td>▲1</td> </tr> <tr> <td>消防機関の職員</td> <td>185</td> <td>186</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,401</td> <td>1,414</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次に掲げる職員の数を定数に含めないこととする。 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 他の地方公共団体への派遣者</td> <td>① 他の地方公共団体への派遣者 ② 心身の故障等による休職者 ③ 労働組合等の専従者 ④ 育児休業者 ⑤ 公益的法人等への派遣者 ⑥ 自己啓発等休業者 ⑦ 消防機関の職員のうち、採用後1年を経過していない者</td> </tr> <tr> <td>② 消防機関の職員のうち、採用後1年を経過していない者</td> <td>後1年を経過していない者</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 定数外の職員が職務に復帰した場合の措置 (第3条関係)</p> <p>上記の2改正案の①から⑥までに該当する職員が復職した場合は、その復職した年度の末日まで定数に含めないこととする。</p>				区分	定数(人)		増減 (人)	現行	改正案	市長の事務部局の職員	1,015	1,027	12	議会の事務部局の職員	10	10		選挙管理委員会の事務部局の職員	4	4		監査委員会の事務部局の職員	7	7		農業委員会の事務部局の職員	11	11		公平委員会の事務部局の職員	1	1		教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員	90	91	1	上下水道局の職員	78	77	▲1	消防機関の職員	185	186	1	合計	1,401	1,414	13	現行	改正案	① 他の地方公共団体への派遣者	① 他の地方公共団体への派遣者 ② 心身の故障等による休職者 ③ 労働組合等の専従者 ④ 育児休業者 ⑤ 公益的法人等への派遣者 ⑥ 自己啓発等休業者 ⑦ 消防機関の職員のうち、採用後1年を経過していない者	② 消防機関の職員のうち、採用後1年を経過していない者	後1年を経過していない者
区分	定数(人)		増減 (人)																																																					
	現行	改正案																																																						
市長の事務部局の職員	1,015	1,027	12																																																					
議会の事務部局の職員	10	10																																																						
選挙管理委員会の事務部局の職員	4	4																																																						
監査委員会の事務部局の職員	7	7																																																						
農業委員会の事務部局の職員	11	11																																																						
公平委員会の事務部局の職員	1	1																																																						
教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員	90	91	1																																																					
上下水道局の職員	78	77	▲1																																																					
消防機関の職員	185	186	1																																																					
合計	1,401	1,414	13																																																					
現行	改正案																																																							
① 他の地方公共団体への派遣者	① 他の地方公共団体への派遣者 ② 心身の故障等による休職者 ③ 労働組合等の専従者 ④ 育児休業者 ⑤ 公益的法人等への派遣者 ⑥ 自己啓発等休業者 ⑦ 消防機関の職員のうち、採用後1年を経過していない者																																																							
② 消防機関の職員のうち、採用後1年を経過していない者	後1年を経過していない者																																																							

関係する法令及びその条項	なし
制定改廃を要する関係条例等	なし
備考	

議案第 116 号

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 1 月 29 日提出

都城市長 池田 宜永



都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 都城市特別職の職員の給与に関する条例(平成18年条例第50号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合は「100分の165」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合は「100分の175」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合は「100分の175」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合は「100分の170」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

(都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)  
第3条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成18年条例第52号)の一部を次のように改正す

る。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規定の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

(都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第18条の3 (略)	第18条の3 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。
4～6 (略) (勤勉手当)	4～6 (略) (勤勉手当)
第18条の6 (略)	第18条の6 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定

年 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5  
を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第4条関係)

職務の区分	給料月 給 額(円)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	
年2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	
前3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	
再4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	
任5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	
用6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	
短7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	
時8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	
間9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	
勤10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	
務11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	
職12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	
員13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	
以14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	
外15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	
の16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	
職17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	394,200	441,600	
員18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	393,200	443,400	

年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を  
乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第4条関係)

職務の区分	給料月 給 額(円)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	
年2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	
前3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	
再4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	
任5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	
用6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	
短7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	
時8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	
間9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	
勤10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	
務11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	
職12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	
員13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	
以14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	
外15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	
の16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	391,400	441,200	
職17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	393,200	443,000	
員18	183,200	234,000	263,600	300,300	327,900	356,500	395,400	444,800	

19	172, 600229, 400259, 600298, 500327, 300356, 100405, 100445, 200	19	184, 600235, 500264, 900302, 000329, 800358, 300407, 000446, 600
20	174, 000230, 900261, 100300, 500329, 300358, 000406, 900446, 900	20	186, 000236, 900266, 200303, 800331, 700360, 200408, 800448, 300
21	175, 300232, 200262, 700302, 400331, 000359, 900408, 800448, 700	21	187, 300238, 100267, 600305, 500333, 400362, 100410, 600450, 100
22	177, 800233, 800264, 400304, 500333, 100361, 800410, 600450, 200	22	189, 600239, 700269, 100307, 400335, 400364, 000412, 400451, 600
23	180, 300235, 400266, 000306, 500335, 100363, 800412, 400451, 600	23	191, 800241, 200270, 700309, 300337, 400365, 900414, 200453, 000
24	182, 800236, 900267, 600308, 600337, 200365, 700414, 300453, 100	24	194, 000242, 600272, 200311, 100339, 300367, 800416, 000454, 500
25	185, 200237, 900269, 400310, 300338, 600367, 700416, 100454, 500	25	196, 200243, 600273, 800312, 800340, 700369, 700417, 600455, 900
26	186, 900239, 400271, 200312, 400340, 500369, 600417, 600455, 800	26	197, 900245, 100275, 500314, 800342, 600371, 600419, 100457, 200
27	188, 500240, 700272, 900314, 400342, 400371, 600419, 100457, 100	27	199, 400246, 400277, 100316, 800344, 500373, 500420, 600458, 500
28	190, 200241, 900274, 600316, 400344, 300373, 600420, 700458, 300	28	200, 900247, 600278, 700318, 700346, 400375, 400422, 100459, 700
29	191, 700243, 100276, 200318, 100345, 900375, 100422, 300459, 300	29	202, 400248, 700280, 300320, 400348, 000376, 900423, 600460, 700
30	193, 400244, 100277, 900320, 100347, 800376, 900423, 600460, 000	30	203, 800249, 700281, 800322, 400349, 900378, 700424, 900461, 400
31	195, 200245, 100279, 700322, 200349, 700378, 700424, 900460, 800	31	205, 200250, 600283, 300324, 400351, 700380, 500426, 200462, 200
32	196, 900246, 100281, 200324, 300351, 500380, 300426, 100461, 500	32	206, 600251, 500284, 800326, 400353, 500382, 100427, 400462, 900
33	198, 500247, 200282, 400325, 500353, 400382, 100427, 300462, 200	33	208, 000252, 400285, 900327, 600355, 300383, 800428, 600463, 600
34	199, 900248, 100284, 100327, 500355, 200383, 500428, 600463, 000	34	209, 300253, 300287, 500329, 600357, 100385, 200429, 900464, 400
35	201, 400249, 000285, 700329, 400357, 000385, 000429, 900463, 700	35	210, 600254, 100289, 000331, 500358, 800386, 600431, 200465, 100
36	202, 900250, 000287, 400331, 500358, 700386, 600431, 100464, 300	36	211, 900254, 900290, 500333, 500360, 500388, 000432, 400465, 700
37	204, 200250, 900289, 000333, 400360, 100388, 000432, 300464, 800	37	213, 200255, 600291, 900335, 400361, 900389, 400433, 600466, 200
38	205, 500252, 200290, 700335, 300361, 400389, 200433, 100465, 400	38	214, 400256, 700293, 500337, 300363, 200390, 600434, 400466, 800
39	206, 700253, 400292, 500337, 300362, 800390, 400433, 900466, 000	39	215, 600257, 900295, 100339, 200364, 500391, 800435, 200467, 400
40	208, 000254, 700294, 300339, 200364, 200391, 500434, 700466, 600	40	216, 700259, 000296, 700341, 100365, 900392, 800436, 000468, 000
41	209, 300256, 000295, 800341, 100365, 500392, 600435, 300467, 100	41	217, 800260, 200298, 200342, 900367, 000393, 900436, 600468, 500
42	210, 600257, 400297, 500343, 000366, 400393, 800436, 000467, 600	42	218, 900261, 400299, 800344, 800367, 900395, 100437, 300469, 000
43	211, 900258, 600299, 000344, 800367, 500395, 000436, 700468, 000	43	219, 900262, 500301, 300346, 600368, 900396, 200438, 000469, 400
44	213, 200259, 800300, 600346, 700368, 600396, 100437, 400468, 300	44	220, 900263, 600302, 800348, 400370, 000397, 300438, 700469, 700
45	214, 300260, 900302, 200348, 200369, 400396, 800438, 200468, 600	45	221, 800264, 700304, 400349, 900370, 800398, 000439, 500470, 000
46	215, 600262, 100303, 900349, 600370, 300397, 500439, 000	46	222, 700265, 800306, 000351, 300371, 700398, 700440, 300

47	216,900263,400305,500351,100371,200398,200439,400	47	223,600266,900307,600352,700372,600399,400440,700
48	218,200264,500307,200352,600372,100398,900440,100	48	224,500267,900309,100354,200373,400400,100441,400
49	219,200265,600308,100354,200373,000399,500440,600	49	225,400268,900310,000355,700374,200400,700441,900
50	220,300266,600309,600355,000373,800400,100441,000	50	226,300269,900311,500356,500375,000401,300442,300
51	221,300267,800311,100356,200374,600400,600441,400	51	227,200270,900313,000357,500375,800401,800442,700
52	222,300268,900312,700357,200375,400401,000441,800	52	228,100271,800314,600358,500376,500402,200443,100
53	223,300269,900314,300358,100376,100401,400442,200	53	228,900272,700316,200359,400377,200402,600443,500
54	224,200270,900315,900359,200376,800401,700442,600	54	229,800273,600317,800360,500377,900402,900443,900
55	225,100272,000317,500360,100377,500402,000443,000	55	230,700274,500319,300361,400378,600403,200444,300
56	226,000273,100319,000361,200378,200402,300443,300	56	231,500275,400320,800362,400379,300403,500444,600
57	226,300274,000320,500362,100378,700402,600443,600	57	231,800276,300322,200363,300379,800403,800444,900
58	227,100275,000321,700362,800379,300402,900444,000	58	232,600277,200323,400364,000380,400404,100445,300
59	227,800275,900322,900363,500379,900403,200444,300	59	233,300278,100324,500364,700381,000404,400445,600
60	228,500277,000324,100364,200380,600403,500444,600	60	233,900279,000325,600365,300381,700404,700445,900
61	229,200278,100324,800364,600381,000403,800444,900	61	234,500280,000326,300365,700382,100405,000446,200
62	230,000279,100325,700365,200381,700404,100	62	235,200281,000327,200366,300382,800405,300
63	230,700280,000326,500365,900382,300404,400	63	235,800281,900328,000367,000383,400405,600
64	231,300281,000327,300366,600382,900404,700	64	236,300282,800328,800367,700384,000405,900
65	231,900281,500328,200366,900383,300405,000	65	236,800283,300329,600368,000384,400406,200
66	232,500282,400328,600367,600383,900405,300	66	237,300284,000330,000368,700385,000406,500
67	233,100283,100329,300368,300384,500405,600	67	237,800284,700330,600369,400385,600406,800
68	233,800284,000330,100369,000385,100405,900	68	238,400285,600331,300370,000386,200407,100
69	234,500285,000330,900369,300385,500406,100	69	238,900286,600332,100370,300386,600407,300
70	235,100285,800331,600369,900386,000406,400	70	239,400287,400332,800370,900387,100407,600
71	235,600286,600332,300370,600386,500406,700	71	239,900288,200333,500371,600387,600407,900
72	236,300287,400333,000371,200387,100407,000	72	240,400289,000334,100372,200388,200408,100
73	237,000288,200333,500371,500387,400407,200	73	240,900289,700334,600372,500388,500408,300
74	237,600288,700334,100372,100387,800407,500	74	241,400290,200335,200373,100388,900408,600



定年	前年	再任用	定年	前年	再任用
103	297,800	345,900	103	298,800	346,900
104	298,100	346,300	104	299,100	347,300
105	298,300	346,800	105	299,300	347,800
106	298,600	347,200	106	299,600	348,200
107	299,000	347,600	107	300,000	348,600
108	299,300	348,000	108	300,300	349,000
109	299,500	348,500	109	300,500	349,500
110	299,900	348,900	110	300,900	349,900
111	300,300	349,200	111	301,300	350,200
112	300,600	349,500	112	301,600	350,500
113	300,800	350,000	113	301,800	351,000
114	301,000		114	302,000	
115	301,300		115	302,300	
116	301,700		116	302,700	
117	301,900		117	302,900	
118	302,100		118	303,100	
119	302,400		119	303,400	
120	302,700		120	303,700	
121	303,100		121	304,100	
122	303,300		122	304,300	
123	303,600		123	304,600	
124	303,900		124	304,900	
125	304,200		125	305,200	
定年	前年	再任用	定年	前年	再任用
基 料	基 料	基 料	基 料	基 料	基 料
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
356,800	389,900	391,200	391,200	391,200	391,200

第6条 都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	(給料)	改正後
第3条 (略)	第3条 (給料)	第3条 (略)
2 給料は、都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年条例第42号。以下「勤務時間等条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末勤務手当及び勤勉手当を除いた全額とする。	2 給料は、都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年条例第42号。以下「勤務時間等条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。	3 (略)
第11条 (略)	(通勤手当)	第11条 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス (略)  
(3) (略)  
3～6 (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第11条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス (略)  
(3) (略)  
3～6 (略)

(在宅勤務等手当)

第11条の3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。  
2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。  
3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

(期末手当)

第18条の3 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。  
(1)～(4) (略)  
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

2 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第11条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(1)～(4) (略)  
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」

		とする。
4～6 (略) (勤勉手当)	4～6 (略) (勤勉手当)	
第18条の6 (略)	第18条の6 (略)	
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額	
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の48.75</u> を乗じて得た額の総額	
3～5 (略)	3～5 (略)	
		(都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
第7条 都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年条例第291号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	改正前	改正後
(給与の種類) 第2条 (略)	(給与の種類) 第2条 (略)	
2 (略)	2 (略)	

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、勤務手当特別勤務手当、特殊勤務手当、勤め手当及び退職手当とする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、勤め手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(在宅勤務等手当)

第7条の2 住居その他これに準ずるものとして規程で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他の規程で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規程で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 前項に規定するものほか、在宅勤務等手当の支給に關し必要な事項は、規程で定める。

(都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第8条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。	3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。
4 (略)	4 (略)

第9条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(期末手当)		(期末手当)	
第5条 (略)		第5条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職務上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。	3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職務上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。		
4 (略)		4 (略)	
(都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正) 第10条 都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年条例第36号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。		(給与に関する特例) 第7条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定業務等従事任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
改正前		改正後	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第7条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定業務等従事任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	第7条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定業務等従事任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		
職務の級 1級 2級 3級 4級 5級 給料月額 158,900円 169,800円 185,200円 198,500円 209,300円	職務の級 1級 2級 3級 4級 5級 給料月額 170,900円 181,800円 196,200円 208,000円 217,800円		
2・3 (略)	2・3 (略)	(都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正) 第11条 都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例(令和元年条例第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	

改正前		改正後
別表第1（第3条、第13条関係）		別表第1（第3条、第13条関係）

職員の種別／額の種別	月額	日額	時間額	職員の種別／額の種別	月額	日額	時間額
一般業務に従事する者	150,100円以上 304,200円以下	14,980円 1,933円以下	954円以上 1,933円以下	一般業務に従事する者	162,100円以上 305,200円以下	15,027円 1,939円以下	1,030円以上 1,939円以下
(略)				(略)			

#### 附 則 (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条、第9条及び第11条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第5条の規定による改正後の都城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び第10条の規定による改正後の都城市特別職の職員の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員採用条例」という。）の規定 令和5年4月1日
  - (2) 第1条の規定による改正後の都城市教育長の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定、改正後の給与条例第18条の3及び第18条の6の規定及び第8条の規定による改正後の都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定 令和5年12月1日  
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 3 令和5年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めることに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と均衡上の必要と認められる限度において、市長の定めることにより、必要な調整を行うことができる。  
(給与の内払)
- 4 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員採用条例の規定を適用する場合においては、改正前の都城市一般職の職員の給与に関する条例及び改正前の都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例及び改正後の任期付職員採用条例の規定による給与の内払とみなす。  
(委任)
- 5 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 116 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部職員課】

条例名	都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例																								
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止																								
施行予定日	第1条、第3条、第5条、第8条及び 第10条 公布の日  第2条、第4条、第6条、第7条、第 9条及び第11条 令和6年4月1日	制定年月	平成18年1月等																						
制定改廃の目的・背景	令和5年度人事院勧告に鑑みて、特別職の職員の給与に関する法律及び一般職の職員の給与に関する法律の改正が行われることに伴い、それぞれの職員に係る月例給、期末手当及び勤勉手当について、また、職員の給与に準拠する一般職の任期付職員及び会計年度任用職員の給与について、それぞれ改定し、あわせて、一般職の職員及び企業職員の在宅勤務等手当を新設するため、所要の改正を行うもの。																								
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 一般職の月例給の引き上げ</p> <p>(1) 初任給を、大卒で 11,000 円、高卒で 12,000 円それぞれ引き上げ            大卒 185,200 円 ⇒ 196,200 円            高卒 154,600 円 ⇒ 166,600 円</p> <p>(2) 月例給を、若年層に重点を置き平均 1.1% 引上げ            改正対象は、都城市一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>2 市長、副市長、教育長及び議員の期末手当支給割合の引き上げ            年間 0.10 月分増額し、年間 3.40 月分とする。 (現行 3.30 月分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1.65 月</td> <td>1.75 月</td> </tr> <tr> <td>令和6年度以降</td> <td>1.70 月</td> <td>1.70 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>改正対象は次の 3 条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都城市特別職の職員の給与に関する条例</li> <li>・都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</li> <li>・都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例</li> </ul> <p>3 一般職の職員及び再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げ</p> <p>(1) 一般職の職員は、年間 0.10 月分増額し、年間 4.50 月分とする。 (現行 4.40 月分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度・手当</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和5年度</td> <td>期末手当</td> <td>1.200 月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1.000 月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和6年度以降</td> <td>期末手当</td> <td>1.225 月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1.025 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 再任用職員は、年間 0.05 月分増額し、年間 2.35 月分とする。 (現行 2.30</p>			年度	6 月期	12 月期	令和5年度	1.65 月	1.75 月	令和6年度以降	1.70 月	1.70 月	年度・手当	6 月期	12 月期	令和5年度	期末手当	1.200 月	勤勉手当	1.000 月	令和6年度以降	期末手当	1.225 月	勤勉手当	1.025 月
年度	6 月期	12 月期																							
令和5年度	1.65 月	1.75 月																							
令和6年度以降	1.70 月	1.70 月																							
年度・手当	6 月期	12 月期																							
令和5年度	期末手当	1.200 月																							
	勤勉手当	1.000 月																							
令和6年度以降	期末手当	1.225 月																							
	勤勉手当	1.025 月																							

	<p>月分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度・手当</th><th>6月期</th><th>12月期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和5年度</td><td>期末手当</td><td>0.6750月</td><td>0.7000月</td></tr> <tr> <td>勤勉手当</td><td>0.4750月</td><td>0.5000月</td></tr> <tr> <td rowspan="2">令和6年度以降</td><td>期末手当</td><td>0.6875月</td><td>0.6875月</td></tr> <tr> <td>勤勉手当</td><td>0.4875月</td><td>0.4875月</td></tr> </tbody> </table> <p>改正対象は、都城市一般職の職員の給与に関する条例</p>	年度・手当		6月期	12月期	令和5年度	期末手当	0.6750月	0.7000月	勤勉手当	0.4750月	0.5000月	令和6年度以降	期末手当	0.6875月	0.6875月	勤勉手当	0.4875月	0.4875月												
年度・手当		6月期	12月期																												
令和5年度	期末手当	0.6750月	0.7000月																												
	勤勉手当	0.4750月	0.5000月																												
令和6年度以降	期末手当	0.6875月	0.6875月																												
	勤勉手当	0.4875月	0.4875月																												
	<p>4 一般職の任期付職員及び会計年度任用職員の給料月額等の改定</p> <p>(1) 一般職の任期付職員の給料月額を次のとおり改定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料月額</td><td>158,900円</td><td>169,800円</td><td>185,200円</td><td>198,500円</td><td>209,300円</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>給料月額</td><td>170,900円</td><td>181,800円</td><td>196,200円</td><td>208,000円</td><td>217,800円</td></tr> </tbody> </table> <p>改正対象は、都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(2) 会計年度任用職員の給料月額、月額及び日額を次のとおり改定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の種別／額の種別</th><th>月額</th><th>日額</th><th>時間額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般業務に従事する者</td><td>150,100円以上 304,200円以下</td><td>14,980円以下</td><td>954円以上 1,933円 以下</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般業務に従事する者</td><td>162,100円以上 305,200円以下</td><td>15,027円以下</td><td>1,030円以上 1,939円 以下</td></tr> </tbody> </table> <p>改正対象は、都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例</p> <p>5 在宅勤務等手当の新設</p> <p>住居等において、1月当たり平均10日を超えて勤務する職員に対して、月額3,000円の在宅勤務等手当を支給する。また、当該手当が支給される職員の通勤手当額については減額の調整を行う。</p> <p>改正対象は次の2条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都城市一般職の職員の給与に関する条例</li> <li>・都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</li> </ul>	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	給料月額	158,900円	169,800円	185,200円	198,500円	209,300円	給料月額	170,900円	181,800円	196,200円	208,000円	217,800円	職員の種別／額の種別	月額	日額	時間額	一般業務に従事する者	150,100円以上 304,200円以下	14,980円以下	954円以上 1,933円 以下	一般業務に従事する者	162,100円以上 305,200円以下	15,027円以下	1,030円以上 1,939円 以下
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級																										
給料月額	158,900円	169,800円	185,200円	198,500円	209,300円																										
給料月額	170,900円	181,800円	196,200円	208,000円	217,800円																										
職員の種別／額の種別	月額	日額	時間額																												
一般業務に従事する者	150,100円以上 304,200円以下	14,980円以下	954円以上 1,933円 以下																												
一般業務に従事する者	162,100円以上 305,200円以下	15,027円以下	1,030円以上 1,939円 以下																												
関係する法令及びその条項	特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）第7条の2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条及び第25条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第19条の7																														
制定改廃を要する関係条例等	なし																														
備考																															

議案第117号

都城市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

都城市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宣永



都城市火災予防条例の一部を改正する条例

都城市火災予防条例（平成18年条例第260号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもとの間に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(18) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その筐体は、雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(18) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が、4,800アンペアワード・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設ければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備

除く。)

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超えるものも）のであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

- (1)～(12) (略)
- (13) 蓄電池設備

除く。)

(14) • (15) (略)

別表第1 (第3条、第18条関係)

種類	離隔距離(cm)					離隔距離(cm)
	入力	上方	側方	前方	後方	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
厨気 房体 設燃 備料	固不木炭を燃料とするも 体燃の 燃以 料外	炭火焼 き器	—	100	50	50
	不木炭を燃料とするも 燃の 燃	炭火焼 き器	—	80	30	30
	(略)	(略)	(略)	1～3	(略)	1～3
備考						

(14) • (15) (略)

別表第1 (第3条、第18条関係)

種類	離隔距離(cm)					離隔距離(cm)
	入力	上方	側方	前方	後方	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
厨気 房体 設燃 備料	固不木炭を燃料とするも 体燃の 燃以 料外	炭火焼 き器	—	100	50	50
	不木炭を燃料とするも 燃の 燃	炭火焼 き器	—	80	30	30
	(略)	(略)	(略)	1～3	(略)	1～3
備考						

#### 附 則 (施行期日) (経過措置)

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。  
下この項において「新条例」という。) 第13条第1項に規定する蓄電池設備及びこの条例による改正後の都城市火災予防条例(以下「新条例」という。) 第13条第4項に掲げるものを除く。) (以第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項において準用する場合を
- この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の都城市火災予防条例(以下「新条例」という。) 第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるもの)を除く。) (以第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項において準用する場合を

- 含む。) の規定に適合しないものについては、この規定にかかるわらず、なお從前の例による。
- 3 この条例の施行の際に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかるわらず、なお從前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

## 議案第117号関係資料

### 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：消防局予防課】

条例名	都城市火災予防条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正	<input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	令和6年1月1日	制定年月	平成18年1月	
制定改廃の目的・背景	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 対象火気省令において規制する蓄電池設備の見直しについて</p> <p>現行の対象火気省令においては、4,800 アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いているが、今回、規制の対象となる蓄電池設備を、電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量（キロワット時）を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて出火防止措置が講じられたものを規制の対象から除く。</p> <p>2 耐酸性の床上等に設けなければならない蓄電池設備の見直しについて</p> <p>開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床上等に設けなくてもよいこととする。</p> <p>3 雨水等の浸入防止措置の見直しについて</p> <p>屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくとも、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められたものとすればよいこととする。</p> <p>4 建築物からの離隔距離の見直しについて</p> <p>屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件に、新たに延焼防止措置が講じられたものを追加する。</p> <p>5 廚房設備の離隔距離について</p> <p>対象火気設備等の離隔距離を定めている別表第1に、新たに、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定める。</p>			
関係する法令及びその条項	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第3条第17号、第12条第8号、第14条第5号、第16条第4号及び別表第1			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				



議案第118号

都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永



都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年条例第291号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第19条 企業職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例(令和元年条例第22号)を準用する。この場合において、同条例第2条第1項の規定にかかるらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とし、必要な技術的読替えは、別に定める。</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第19条 企業職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例(令和元年条例第22号)を準用する。この場合において、同条例第2条第1項の規定にかかるらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び勤勉手当とし、必要な技術的読替えは、別に定める。</p>
<p>(都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例(令和元年条例第22号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号に規定する会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、報酬及び期末手当をいう。</p>

2・3 (略)  
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)  
第10条 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する任期の定めが  
6月以上のフルタイム会計年度任用職員については、給与条例  
により常勤職員に支給される期末手当との権衡を考慮して規則  
で定めるところにより、期末手当を支給することができる。

2 (略)

2 (略)

2 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第10条 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する任期の定めが  
6月以上のフルタイム会計年度任用職員については、給与条例  
により常勤職員に支給される期末手当との権衡を考慮して規則  
で定めるところにより、期末手当を支給することができる。

2 (略)

2 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)  
第10条の2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上の  
フルタイム会計年度任用職員については、給与条例により常勤  
職員に支給される勤勉手当との権衡を考慮して規則で定めると  
ころにより、その者の基準日以前における直近の人事評価の結  
果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じ  
て、勤勉手当を支給することができる。  
2 前条第2項の規定は、6月に勤勉手当を支給する場合におけ  
る任期の定めについて準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する任期の定めが  
6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤  
務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。以  
下この条において同じ。）については、給与条例により常勤職  
員に支給される期末手当との権衡を考慮して規則で定めるところ  
により、期末手当を支給することができる。

2 (略)

2 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)  
第18条の2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上の  
パートタイム会計年度任用職員については、給与条例により常

<p><u>勤職員に支給される勤勉手当との權衡を考慮して規則で定めるところにより、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、勤勉手当を支給することができる。</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定は、6月に勤勉手当を支給する場合における任期の定めについて適用する。</u></p>
---

#### 附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(都城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 都城市職員の育児休業等に関する条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。  
第3条第6号中「第2条の2の3」を「前条」に改める。  
第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。  
第8条中「地方公務員法第57条」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条」に、「地方公務員法第22条の2第1項」を「同法第22条の2第1項」に改める。



議案第118号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部職員課】

条例名	都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和6年4月1日	制定年月	平成18年1月等
制定改廃の目的・背景	<p>地方自治法の一部改正に伴い、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員の勤勉手当について規定するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>※フルタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給は、会計年度任用職員制度開始時から法律上は支給が可能であったものの、勤勉手当の支給実績が広がっていない国の非常勤職員の取扱いとの均衡や各地方公共団体における期末手当の定着状況等を踏まえた上での検討課題とされ、国から支給しないことを基本する通知がされていた。しかし、今回の地方自治法の一部改正により、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることにあわせ、令和6年度から、フルタイムの会計年度任用職員についても、対象となる職員に、勤勉手当を適切に支給すべきと国から通知があったもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正</p> <p>(1) 企業職員のパートタイム会計年度任用職員の給与に勤勉手当を追加</p> <p>第19条 企業職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第22号）を準用する。この場合において、同条例第2条第1項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とし、必要な技術的読替えは、別に定める。</p> <p>2 都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の改正</p> <p>(1) 企業職員以外の会計年度任用職員の給与に勤勉手当を追加</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>(2) フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る規定を追加</p> <p>第10条の2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会</p>		

	<p>計年度任用職員については、給与条例により常勤職員に支給される勤勉手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、勤勉手当を支給することができる。</p> <p>(3) パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る規定を追加</p> <p>第18条の2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員については、給与条例により常勤職員に支給される勤勉手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、勤勉手当を支給することができる。</p>
関係する法令及びその条項	地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項
制定改廃を要する関係条例等	都城市職員の育児休業等に関する条例（平成18年条例第43号）
備考	

議案第119号

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宣永



都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
都城市国民健康保険税条例(平成18年条例第157号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(保険税の減額) 第27条 (略) 2・3 (略)	(保険税の減額) 第27条 (略) 2・3 (略) <u>4 国民健康保険税の納稅義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納稅義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> <u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 <u>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち

<u>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u>	当該出産被保険者につき第6条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
<u>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u>	当該出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとし、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
<u>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u>	当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
<u>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u>	当該出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の上り算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとし、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
<u>(出産被保険者に係る届出)</u>	
<u>第27条の2 国民健康保険税の納稅義務者</u>	は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。
<u>(1) 納稅義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人</u>	

	(番号をいう。以下同じ。)
(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u>	
(3) <u>出産の予定日</u>	
(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u>	
(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u>	
2 <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u>	
(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u>	
(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u>	
(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u>	
3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u>	
4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるのは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u>	
(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)
第27条の2 (略)	第27条の3 (略)
(特例対象被保険者等に係る申告)	(特例対象被保険者等に係る申告)
第27条の3 (略)	第27条の4 (略)

附 則  
(施行期日)  
(経過措置)

- この条例は、令和6年1月から施行する。  
(経過措置)
- この条例による改正後の都城市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険の保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の当該保険税のうち令和5年12月以前の期間

に係るもの及び令和4年度分までの当該保険税については、なお従前の例による。

議案第 119 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部保険年金課】

条例名	都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正	<input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	令和 6 年 1 月 1 日		制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るために関係法令等が整備され、出産した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置を導入することとされたため、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>【主な改正内容】</p> <p>1 第 27 条に 1 項追加する。          &lt;第 27 条第 4 項&gt;          ・出産被保険者に対する所得割額及び被保険者均等割額を減額する。          →所得割額及び被保険者均等割額の 12 分の 1 の額に、出産被保険者の出産の予定日の属する月の前月（多胎妊娠の場合は 3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額する。</p> <p>2 第 27 条の 3 を第 27 条の 4、第 27 条の 2 を第 27 条の 3 とし、新たに第 27 条の 2 を追加する。          &lt;第 27 条の 2 &gt;          ・出産被保険者が世帯に属する場合、市長に届け出なければならない。          →納税義務者及び出産被保険者の氏名・住所・生年月日・個人番号、出産被保険者の出産予定日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別などの事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p>			
関係する法令及びその条項	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 703 条の 5 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 56 条の 89 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 24 条の 30 の 5			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				



議案第120号

都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宣永



都城市公民館条例の一部を改正する条例  
都城市公民館条例（平成21年条例第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

別表第1（第10条関係）				別表第1（第10条関係）			
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
公民館 使用料	(略)			公民館 横市地区 公民館	(略)		
	横市地区 公民館	(略)		大会議室	(略)		
	公民館	(略)		相談室	同上	100円同上	
					(略)		
					(略)		

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」といふ。）から施行する。  
(準備行為)
- 前項の規定にかかわらず、施行日以後の横市地区公民館に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為についても、施行日前においても行うことができる。



議案第120号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会生涯学習課】

条例名	都城市公民館条例の一部を改正する条例																																																							
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止																																																							
施行予定日	令和6年4月1日	制定年月	平成21年3月																																																					
制定改廃の目的・背景	横市地区公民館の相談室の使用料について規定するため、所要の改正を行うもの。																																																							
	<p>1 別表第1の改正 使用料に関する規定中、別表第1の横市地区公民館に係る部分を、下記のとおり改める。（第10条関係）</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>基礎額</th> <th>単位当たりの使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料 横市 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地 区 大会議室 同上</td> <td></td> <td>300円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>公 民 館 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>基礎額</th> <th>単位当たりの使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料 横市 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地 区 大会議室 同上</td> <td></td> <td>300円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>公 民 館 相談室 同上</td> <td></td> <td>100円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	公民館 (略)				使用料 横市 (略)				地 区 大会議室 同上		300円	同上	公 民 館 (略)				(略)				区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	公民館 (略)				使用料 横市 (略)				地 区 大会議室 同上		300円	同上	公 民 館 相談室 同上		100円	同上	(略)				(略)			
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額																																																					
公民館 (略)																																																								
使用料 横市 (略)																																																								
地 区 大会議室 同上		300円	同上																																																					
公 民 館 (略)																																																								
(略)																																																								
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額																																																					
公民館 (略)																																																								
使用料 横市 (略)																																																								
地 区 大会議室 同上		300円	同上																																																					
公 民 館 相談室 同上		100円	同上																																																					
(略)																																																								
(略)																																																								
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>* 1 “単位”欄における「同上」とは「1時間」のことである。</p> <p>* 2 “単位当たりの使用料の額”欄における「同上」とは「基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。」のことである。</p>																																																							
関係する法令及びその条項	なし																																																							
制定改廃を要する関係条例等	なし																																																							
備考																																																								



議案第121号

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永



都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表第2欄に掲げる特定個人情報を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表第2欄に掲げる特定個人情報を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>

別表第1 (第4条関係)	
市の執行機関	事務
(略)	(略)
4 市長	(略)
5 市長	都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例 (平成18年条例第139号)による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
6 市長	都城市寡婦等医療費助成に関する条例 (平成18

別表第1 (第4条関係)	
市の執行機関	事務
(略)	(略)
4 市長	(略)
5 市長	都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例 (平成18年条例第139号)による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
6 市長	都城市寡婦等医療費助成に関する条例 (平成18

年条例第127号)による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

5 教育委員会 (略)

別表第2 (第4条関係)

市の執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	(略)	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定し

別表第2 (第4条関係)

市の執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	(略)	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定し

		た税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、都城市外国人に対する生活保護事務取扱要綱による外国人の生活保護の措置に関する情報（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）及び都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「母子父子家庭医療費助成関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	た税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、都城市外国人に対する生活保護事務取扱要綱による外国人の生活保護の措置に関する情報（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）及び都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「母子父子家庭医療費助成関係情報」という。）及び都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
2	市長	(略)	生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、地方税関係情報、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住

宅の管理に関する情報（以下「公営住宅関係情報」といいう。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、都城市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（

宅の管理に関する情報（以下「公営住宅関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、都城市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（

			以下「子ども医療費助成関係情報」という。）、都城市単独住宅条例による単独住宅の管理に関する情報（以下「単独住宅関係情報」という。）、母子父子家庭医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
		(略)	
4	市長	都城市母子及び父子家庭医療費助成関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、社会生활を総合的に支援するための施設に関する事務である法律による療養介護又は施設の入所支援による情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、子ども医療費助成関係情報及び外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、社会生활を総合的に支援するための施設に関する事務である法律による療養介護又は施設の入所支援による情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、子ども医療費助成関係情報、外国人生活保護関係情報及び外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		(略)	
7	市長	(略)	公當住宅関係情報、子ども医療費助成関係情報、外国人生活保護関係情報、単独住宅関係情報及び母子父子家庭医療費助成関係情報、母子父子家庭医療費助成関係情報、母子父子家庭医療費助成関係情報

成関係情報であつて規則で定めるもの

係情報、重心医療費助成関係情報及び寡婦等医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの

18	市長	(略)
19	市長	(略) 都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例による支給給付等関係情報、中国残留邦人等医療費の助成に関する条例による支給給付等関係情報、地方税閑する事務であるものの生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の収取に関する情報、子ども医療費助成関係情報、母子及び父子家庭医療費助成関係情報及び寡婦等医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
20	市長	都城市寡婦等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務活動を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び外国人生活保護関係情報及び

		重心医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



**議案第121号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

【担当課：こども部こども政策課】

条例名	都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例														
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止														
施行予定日	公布の日	制定年月	平成27年12月												
制定改廃の目的・背景	デジタル庁から採択された、医療費助成・予防接種・母子保健に係る情報連携の実証事業において、情報連携にマイナンバーを用いることから、対象となる事務を新たに規定するため、所要の改正を行うもの。														
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>実証事業の対象となる4つの医療費助成（子ども医療費助成・母子及び父子家庭医療費助成・重度心身障害者医療費助成・寡婦等医療費助成）のうち、現行の条例に規定されていない、重度心身障害者医療費助成及び寡婦等医療費助成の事務について、新たに規定する。</p> <p>(1) 別表第1に次の表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市の執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 市長</td> <td>都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年条例第139号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>6 市長</td> <td>都城市寡婦等医療費助成に関する条例（平成18年条例第127号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 別表第2の1の項（子ども医療関係）の特定個人情報に「重心医療費助成関係情報」を追加する。</p> <p>(3) 別表第2の2の項（外国人の生活保護関係）の特定個人情報に「重心医療費助成関係情報」及び「寡婦等医療費助成関係情報」を追加する。</p> <p>(4) 別表第2の4の項（母子・父子医療関係）の特定個人情報に「重心医療費助成関係情報」を追加する。</p> <p>(5) 別表第2の7の項（生活保護関係）の特定個人情報に「重心医療費助成関係情報」及び「寡婦等医療費助成関係情報」を追加する。</p> <p>(6) 別表第2に次の表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市の執行機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19 市長</td> <td>都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</td> <td>生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報、介護保険法による保険給付の支給、地域支</td> </tr> </tbody> </table>			市の執行機関	事務	5 市長	都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年条例第139号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	6 市長	都城市寡婦等医療費助成に関する条例（平成18年条例第127号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	市の執行機関	事務	特定個人情報	19 市長	都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報、介護保険法による保険給付の支給、地域支
市の執行機関	事務														
5 市長	都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年条例第139号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの														
6 市長	都城市寡婦等医療費助成に関する条例（平成18年条例第127号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの														
市の執行機関	事務	特定個人情報													
19 市長	都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報、介護保険法による保険給付の支給、地域支													

			援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報、子ども医療費助成関係情報、母子及び父子家庭医療費助成関係情報及び寡婦等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	
	20 市長	都城市寡婦等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報及び重心医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	
(7) その他、条ずれ等の修正を行う。				
関係する法令及びその条項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項及び第19条第11号			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				

議案第122号

都城市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

都城市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永



都城市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例  
都城市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例（令和元年条例第14号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>都城市子ども・子育て支援法<u>第87条</u>の規定による過料に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第87条</u>の規定に基づき、過料を科することに關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>都城市子ども・子育て支援法<u>第82条</u>の規定による過料に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第82条</u>の規定に基づき、過料を科することに關し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第122号関係資料

### 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：こども部保育課】

条例名	都城市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正
施行予定日	公布の日	制定年月	令和元年9月
制定改廃の目的・背景	子ども・子育て支援法が改正され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、参照している条の繰上げがあったため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	引用している条番号の改正（題名・第1条）を行う。		
関係する法令及びその条項	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第82条		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			



議案第123号

都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

都城市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宣永



都城市常住宅条例の一部を改正する条例

都城市常住宅条例（平成18年条例第245号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
団地名	所在年度	建設事業	構造	団地名	所在年度	建設事業	構造
(略)				(略)			
有水宮平 78番地6 (略)	都城市高城町有水 昭和51 (略)	(略)		有水宮平 78番地6 (略)	都城市高城町有水 昭和51 (略)	(略)	
(略)				(略)			
第1鳥井前 第2鳥井前 第3鳥井前 第1軍神原 坊2468番地 (略)	(略) 昭和50 (略)	昭和36 木造平屋建 24 昭和42 簡易耐火平屋建 昭和43 簡易耐火平屋建 昭和44 簡易耐火平屋建 昭和46 簡易耐火平屋建 6 (略)	1 1 1 16 4 4 6 (略)	第1鳥井前 第2鳥井前 第3鳥井前 春日 (略)	(略) 昭和50 (略)	(略)	12 (略) (略) 17 8
春日 (略)				(略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第123号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：地域振興部高城総合支所産業建設課】

条例名	都城市営住宅条例の一部を改正する条例																														
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正	<input type="checkbox"/> 廃止																											
施行予定日	公布の日	制定年月	平成18年1月																												
制定改廃の目的・背景	都城市公営住宅等長寿命化計画において、一部の棟を除き、令和14年度までに用途廃止の予定となっている5つの団地について、入居者のいない棟及び団地を廃止するため、所要の改正を行うもの。																														
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p><b>【廃止予定】</b></p> <table> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>用途廃止棟戸数</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有水宮平団地</td> <td>1棟4戸</td> <td>S51</td> <td>簡易耐火平屋建</td> </tr> <tr> <td>第1鳥井前団地</td> <td>1棟1戸</td> <td>S36</td> <td>木造平屋建</td> </tr> <tr> <td>第2鳥井前団地</td> <td>6棟12戸</td> <td>S41</td> <td>簡易耐火平屋建</td> </tr> <tr> <td>第1軍神原団地</td> <td>9棟30戸</td> <td>S42～46</td> <td>簡易耐火平屋建</td> </tr> <tr> <td>春日団地</td> <td>4棟14戸</td> <td>S47～48</td> <td>簡易耐火平屋建</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21棟61戸</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【改正内容】別表第1</b></p> <p>&lt;有水宮&gt;</p> <p>「昭和51 簡易耐火平屋建 12」→「昭和51 簡易耐火平屋建 8」</p> <p>&lt;第1鳥井前&gt;</p> <p>「昭和36 木造平屋建 1」の項を削除</p> <p>&lt;第2鳥井前&gt;</p> <p>「昭和41 簡易耐火平屋建 24」→「昭和41 簡易耐火平屋建 12」</p> <p>&lt;第1軍神原&gt;</p> <p>削除</p> <p>&lt;春日&gt;</p> <p>「昭和47 簡易耐火平屋建 24」→「昭和47 簡易耐火平屋建 17」</p> <p>「昭和48 簡易耐火平屋建 15」→「昭和48 簡易耐火平屋建 8」</p>			団地名	用途廃止棟戸数	建設年度	構造	有水宮平団地	1棟4戸	S51	簡易耐火平屋建	第1鳥井前団地	1棟1戸	S36	木造平屋建	第2鳥井前団地	6棟12戸	S41	簡易耐火平屋建	第1軍神原団地	9棟30戸	S42～46	簡易耐火平屋建	春日団地	4棟14戸	S47～48	簡易耐火平屋建	計	21棟61戸		
団地名	用途廃止棟戸数	建設年度	構造																												
有水宮平団地	1棟4戸	S51	簡易耐火平屋建																												
第1鳥井前団地	1棟1戸	S36	木造平屋建																												
第2鳥井前団地	6棟12戸	S41	簡易耐火平屋建																												
第1軍神原団地	9棟30戸	S42～46	簡易耐火平屋建																												
春日団地	4棟14戸	S47～48	簡易耐火平屋建																												
計	21棟61戸																														
関係する法令及びその条項	なし																														
制定改廃を要する関係条例等	なし																														
備考																															



議案第124号

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



都城市都市公園条例の一部を改正する条例  
都城市公園条例(平成22年条例第42号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改正前		改正後			
別表第1 (第7条、第21条関係)		別表第1 (第7条、第21条関係)					
1 都城運動公園の運動施設を利用する場合		1 都城運動公園の運動施設を利用する場合					
(1) (略)		(1) (略)					
(2) 陸上競技場		(2) 陸上競技場					
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	区分	単位		
アマチュア入場料を徴収しない場合	高校生以下大人	400円 (略)	アマチュア入場料を徴収しない場合	高校生以下大人	300円 (略)		
入場料を徴収する場合	高校生以下大人	800円 (略)	(団体)アマチュア入場料を徴収する場合	高校生以下大人	600円 (略)		
アマチュア以外入場料を徴収しない場合	高校生以下大人	1,200円 (略)	(団体)アマチュア入場料を徴収する場合	高校生以下大人	600円 (略)		
アマチュア以外入場料を徴収する場合	高校生以下大人	2,400円 (略)	(団体)アマチュア入場料を徴収しない場合	高校生以下大人	1,200円 (略)		
(3) 庭球場			(3) 庭球場				
クレーコート	高校生以1時間	100円	区分	単位	基礎額		
(1面当たる下り)		基盤額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において					

		て、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
大人	同上	200円 同上
人工芝コート 高校生 以 ( 1 面 当た下 り )	(略)	(略) 同上
大人	(略)	(略)
		(略)

		（略）	（略）	（略）
大人	同上	200円 同上		
人工芝コート 高校生 以 ( 1 面 当た下 り )		（略）	（略）	（略）
大人				

区分		単位	基礎額	単位当たりの使 用料の額
アマチュ	入場料を高校生以 下徴収しない場合	1 時間	800円	基礎額と消費税 及び地方消費税 相当額との合計 額とする。この場 合において、単位 当たりの使用料 の額に10円未満 の端数が生じた ときは、これを切 り捨てる。
大人				
入場料を高校生以 下徴収する場合				

	<u>徴収する場合</u>			
	大人	同上	4,800円	同上
	<u>入場料を徴収しない場合</u>		9,600円	同上
<u>アマチユ</u>	<u>アマチユ</u>			
<u>アマチユ</u>	<u>入場料を徴収する場合</u>	同上	28,800円	同上
<u>アマチユ</u>	<u>照明設備</u>	同上	1,100円	同上
<u>アマチユ</u>	<u>多目的室</u>	同上	600円	同上
<u>アマチユ</u>	<u>室利用(1区画当たり)</u>			
<u>アマチユ</u>	<u>冷暖房設備(1区画当たり)</u>	同上	300円	同上
(5) サブグラウンド	区分	単位	基礎額	単位当たりの使 用料の額
<u>アマチユ</u>	<u>アマチユ</u>	<u>アマチユ</u>	100円	<u>基礎額と消費税 及び地方消費税 相当額との合計 額とする。この 場合において、 単位当たりの使 用料の額に10円 未満の端数が生 じたときは、こ れを切り捨て る。</u>
<u>アマチユ</u>	<u>入場料を徴収しない場合</u>	時 間		
<u>アマチユ</u>	<u>入場料を徴収する場合</u>			
	大人	同上	200円	同上
	<u>高</u> <u>校</u> <u>生</u>	同上	300円	同上
	<u>下</u>			
	大人	同上	600円	同上

アマチ入場料を徴収しない場合	同上	1,600円	同上
アマチ入場料を徴収する場合	同上	4,800円	同上
<b>(6) 投球練習場</b>			
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュア	高校生以下 間	1 時 間	80円 基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これらを切り捨てる。
大人	同上	160円	同上
アマチュア以外	同上	800円	同上
照明設備	同上	110円	同上

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
(略)			
野球場	(略)		

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
(略)			
屋内競技場	野球用具 ピッチングマシン	1回 台	300円 2,000円
		1回	同上
		1回	同上

2	早水公園体育文化センターの運動施設を利用する場合		
(1)～(7)	(略)		
(8)	設備器具		

区分	単位	基礎額	単位当たりの基礎額	単位当たりの使用料の額
アリーナ・サブアリーナ・武道場・タラフレックスタジオ	(略)			
その他の用具	(略)			
多目的室	(略)			

2 早水公園体育文化センターの運動施設を利用する場合  
 (1)～(7) (略)  
 (8) 設備器具

3 (略)

4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合  
 (1) 陸上競技場

区分	単位	基礎額	単位当たりの基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュア入場料を徴収しない場合	高校生1時間	428円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。	この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じた

2 早水公園体育文化センターの運動施設を利用する場合  
 (1)～(7) (略)  
 (8) 設備器具

3 (略)

4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合  
 (1) 陸上競技場

				ときは、これを取り捨てる。
大人	同上	846円	同上	
入場料を高校生同上徴収する以下場合	同上	856円	同上	
大人	同上	1,692円	同上	
入場料を高校生同上徴収しない場合	同上	4,280円	同上	
大人	同上	8,460円	同上	
入場料を高校生同上徴収する以下場合	同上	8,554円	同上	
大人	同上	16,918円	同上	
個人で利用する場合	高校生同上以下	55円	同上	
大人	同上	110円	同上	
放送設備	1回	2,000円	同上	
シャワー	1人1回	100円	同上	
	1団体1回	500円	同上	
会議室	1時間	500円	同上	
冷暖房設備	同上	250円	同上	

(2) 多目的広場

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュア入場料を高校生以下徴収しない場合(1面当たり)	1時 間	200円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たり

の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

大人	同上	300円	同上
入場料を高校生同上		400円	同上
徴収する以下			
場合(1面大人同上)		600円	同上
当たり)			
アマチ入場料を高校生同上		2,000円	同上
ユア以徴収しない以下			
外い場合(1面大人同上)		3,000円	同上
面当たり)			
入場料を高校生同上		4,000円	同上
徴収する以下			
場合(1面大人同上)		6,000円	同上
当たり)			

(3) 体育館

(略)
-----

(4) 芝生広場

(略)
-----

(5) 器具備品等

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
器具備品等	品名別に規則で定める単位	基礎額と消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使	

(1) 体育館

(略)

(2) 芝生広場

(略)

- 5 (略)
- 6 高城運動公園の運動施設を利用する場合
- (1)・(2) (略)
- (3) 多目的広場、芝生広場
- (略)

5 (略)

6 高城運動公園の運動施設を利用する場合

- (1)・(2) (略)
- (3) 多目的広場

(略)

		用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 (略)

6 高城運動公園の運動施設を利用する場合

- (1)・(2) (略)
- (3) 多目的広場、芝生広場

(略)

(4) サブグラウンド

区分	単位	基礎額	単位当たりの使 用料の額
アマチュア入場料を高校生以下 徴収しない場合	1時 間	100円	基礎額と消費税 及び地方消費税 相当額との合計 額とする。この場 合において、単位 当たりの使用料 の額に10円未満 の端数が生じた ときは、これを切 り捨てる。
大人	同上	200円	同上
入場料を高校生以下 徴収する場合	同上	300円	同上
大人	同上	600円	同上
アマチュア入場料を徴収しない 以外の場合	同上	1,600円	同上

## (4) 庭球場

(略)

## (5) 弓道場

(略)

## (6) クラブハウス

(略)

## (7) 屋内競技場

(略)

## (8) 屋外競技場

(略)

## 7 山田運動公園の運動施設を利用する場合

## (1)～(4) (略)

## (5) 陸上競技場、多目的広場

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュア	(略)			
	入場料を徴収する場合	高校生以下 大人	300円 (略)	300円 (略)
アマチュア以外	入場料を徴収しない場合	同上	600円 (略)	600円 (略)
	入場料を徴収する場合	同上	4,800円 同上	4,800円 同上

## 8 高崎総合公園の施設を利用する場合

## (1) 野球場

入場料を徴収する場合	同上	4,800円 同上
(5) 庭球場	(略)	
(6) 弓道場	(略)	
(7) クラブハウス	(略)	
(8) 屋内競技場	(略)	

入場料を徴収する場合	同上	4,800円 同上
(5) 庭球場	(略)	
(6) 弓道場	(略)	
(7) クラブハウス	(略)	
(8) 屋外競技場	(略)	

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュア	(略)			
	入場料を徴収する場合	高校生以下 大人	(略)	200円 (略)
アマチュア以外	入場料を徴収しない場合	高校生以下 大人	(略)	400円 (略)
	入場料を徴収する場合	高校生以下 大人	(略)	1,000円 同上

## 8 高崎総合公園の施設を利用する場合

## (1) 野球場

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	
(略)					(略)
放送設備	同上	(略)	1回	1回	(略)
スコアボード	1回	(略)	同上	同上	(略)
(略)					
(2) (略)					
(3) 陸上競技場					
区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	
(略)					(略)
アマチュア	入場料を徴収する場合	高校生以下	600円	(略)	400円 (略)
アマチュア	アマチュア以外	大人	1,200円	(略)	800円 (略)
アマチュア	入場料を徴収しない場合	同上	4,000円	同上	2,000円 同上
アマチュア	入場料を徴収する場合	同上	8,000円	同上	4,000円 同上
(4) ~ (6) (略)					
別表第3 (第8条関係)					
有料施設等		休園日	休園日		
(略)					(略)
早水公園体育文化センターの運動施設	早水公園体育文化センター	(略)	(略)	山之口運動公園の運動施設	第3水曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日

		(略)

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日にから施行する。
  - (1) 別表第1の1都城運動公園の運動施設を利用する場合(3)庭球場の表中クレーコート(1面当たり)の部及び別表第1の2早水公園体育文化センターの運動施設を利用する場合(8)設備器具の表中アリーナ・サブアリーナ・武道館・多目的室の部タラフレックスの項を削る改正規定並びに別表第1の8高崎総合公園の施設を利用する場合(1)野球場の表放送設備の項及びスコアボードの項の改正規定 公布の日
  - (2) 別表第1の6高城運動公園の運動施設を利用する場合(3)多目的広場、芝生広場中「、芝生広場」を削り、同表の6高城運動公園の運動施設を利用する場合中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げる、第3号の次に1表を加える改正規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日
  - (3) 別表第1の1都城運動公園の運動施設を利用する場合中第4号を第7号とし、第3号の次に3表を加える改正規定 公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日  
(準備行為)
- 2 前項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「本文施行日」という。)以後の山之口運動公園に係る指定管理者の指定、利用の許可、使用料の徴収等の準備行為及び都城運動公園の利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、本文施行日前においても行うことができる。
- 3 附則第1項第2号の規定にかかわらず、同号の施行の日(以下「2号施行日」という。)以後の高城運動公園の利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、2号施行日前においても行うことができる。
- 4 附則第1項第3号の規定にかかわらず、同号の施行の日(以下「3号施行日」という。)以後の都城運動公園の指定管理者の指定、利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、3号施行日前においても行うことができる。



議案第124号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部スポーツ政策課】

条例名	都城市都市公園条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正	<input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	令和7年4月1日		制定年月	平成22年12月
制定改廃の目的・背景	都城運動公園、山之口運動公園及び高城運動公園に新たに施設が整備されることから、有料施設等の名称及び使用料等を規定するとともに、山之口運動公園の陸上競技場の使用料設定に伴い、都城運動公園、山田運動公園及び高崎総合公園の陸上競技場の使用料を改定するため、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>(主な改正点)</p> <p>1 別表第1 (第7条、第21条関係)</p> <p>(1) 「1 都城運動公園の運動施設を利用する場合」の「(2) 陸上競技場」の「アマチュア」と「アマチュア以外」の区分を「団体」に限定し、「アマチュア以外」の各項目に「高校生以下」と「大人」を設定するとともに、各項目の基礎額を改定。</p> <p>(2) 「1 都城運動公園の運動施設を利用する場合」の「(3) 庭球場」の「クレコート(1面当たり)」の項を削除。</p> <p>(3) 「1 都城運動公園の運動施設を利用する場合」に「屋内競技場」、「サブグラウンド」及び「投球練習場」を追加し、基礎額を設定。</p> <p>(4) 「1 都城運動公園の運動施設を利用する場合」の「設備器具」に屋内競技場に関連する設備器具を追加し、基礎額を設定。</p> <p>(5) 「2 早水公園体育文化センターの運動施設を利用する場合」の「(8) 設備器具」の「タラフレックス」の項を削除。</p> <p>(6) 「4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合」に「陸上競技場」、「多目的広場」及び「設備器具等」を追加し、基礎額を設定。</p> <p>(7) 「6 高城運動公園の運動施設を利用する場合」の「(3) 多目的広場、芝生広場」から「、芝生広場」を削るとともに、「サブグラウンド」を追加し、基礎額を設定。</p> <p>(8) 「7 山田運動公園の運動施設を利用する場合」の「(5) 陸上競技場、多目的広場」の「アマチュア」の「入場料を徴収する場合」並びに「アマチュア以外」の「入場料を徴収しない場合」と「入場料を徴収する場合」の基礎額を改定。</p> <p>(9) 「8 高崎総合公園の施設を利用する場合」の「(1) 野球場」の「放送設備」の単位を「1回」に改定。</p> <p>(10) 「8 高崎総合公園の施設を利用する場合」の「(3) 陸上競技場」の「アマチュア」の「入場料を徴収する場合」並びに「アマチュア以外」の「入場料を徴収しない場合」と「入場料を徴収する場合」の基礎額を改定。</p>			

	<p>2 別表第3（第8条関係）</p> <p>表に「山之口運動公園の運動施設」に係る休園日の規定を追加。</p>
関係する法令及びその条項	なし
制定改廃を要する関係条例等	なし
備考	

都 使 審 第 9 号  
令和 5 年 10 月 17 日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会  
会長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

令和 5 年 10 月 11 日付け都財第 331 号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 都城市都市公園条例の一部改正について

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表 1]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会長	西川	英男
委員	蓑原	行満
	上原	誠史
	横山	幸子
長友	佳奈美	

[別表 1]

○都城市都市公園条例の一部改正について

(使用料等)

第 21 条 法第 5 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者は、別表第 1 及び別表第 4 に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、許可の際納付しがたいもの又は別に定めのあるものは、この限りでない。

別表第 1

1 都城運動公園の運動施設を利用する場合

(2) 陸上競技場

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュア(団体)	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1 時間	300 円
				基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
		大人	同上	600 円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	同上	600 円
		大人	同上	1,200 円
	アマチュア以外(団体)	入場料を徴収しない場合	高校生以下	3,000 円
		大人	同上	6,000 円
		入場料を徴収する場合	高校生以下	6,000 円
		大人	同上	12,000 円

(4) 屋内競技場

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュア	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1 時間	800 円
				基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
		大人	同上	1,600 円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	同上	2,400 円
		大人	同上	4,800 円
	アマチュア以外	入場料を徴収しない場合	同上	9,600 円
		入場料を徴収する場合	同上	28,800 円
照明設備		同上	1,100 円	同上
多目的室	室利用(1 区画当たり)	同上	600 円	同上
	冷暖房設備(1 区画あたり)	同上	300 円	同上

(5) サブグラウンド

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュア	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1 時間	100 円 基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
		大人	同上	200 円 同上
	入場料を徴収する場合	高校生以下	同上	300 円 同上
		大人	同上	600 円 同上
アマチュア以外	入場料を徴収しない場合	同上	1,600 円 同上	
	入場料を徴収する場合	同上	4,800 円 同上	

(6) 投球練習場

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュア	高校生以下	1 時間	80 円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	大人	同上	160 円	同上
アマチュア以外	投球練習場の全てを利用する場合	同上	800 円	同上
	照明設備	同上	110 円	同上

(7) 設備器具

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
屋内競技場	野球用具	1 回	300 円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	ピッティングマシン	1 台 1 回	2,000 円	同上
	放送設備	1 回	1,000 円	同上

#### 4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合

##### (1) 陸上競技場

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	
アマチュア	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1 時間	428 円 基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
		大人	同上	846 円 同上	
	入場料を徴収する場合	高校生以下	同上	856 円 同上	
		大人	同上	1,692 円 同上	
アマチュア以外	入場料を徴収しない場合	高校生以下	同上	4,280 円 同上	
		大人	同上	8,460 円 同上	
	入場料を徴収する場合	高校生以下	同上	8,554 円 同上	
		大人	同上	16,918 円 同上	
個人で利用する場合		高校生以下	同上	55 円 同上	
		大人	同上	110 円 同上	
放送設備			1 回	2,000 円 同上	
シャワー			1 人 1 回	100 円 同上	
			1 団体 1 回	500 円 同上	
会議室			1 時間	500 円 同上	
冷暖房設備			同上	250 円 同上	

##### (2) 多目的広場

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュア	入場料を徴収しない場合（1面当たり）	高校生以下	1 時間	200 円 基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
		大人	同上	300 円 同上
	入場料を徴収する場合（1面当たり）	高校生以下	同上	400 円 同上
		大人	同上	600 円 同上
アマチュア以外	入場料を徴収しない場合（1面当たり）	高校生以下	同上	2,000 円 同上
		大人	同上	3,000 円 同上
	入場料を徴収する場合（1面当たり）	高校生以下	同上	4,000 円 同上
		大人	同上	6,000 円 同上

(5) 器具備品等

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
器具備品等	品名別に規則で定める単位	品名別に規則で定める額	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 高城運動公園の運動施設を利用する場合

(4) サブグラウンド

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュア	入場料を徴収しない場合	高校生以下 1 時間	100 円 基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	大人	同上	200 円 同上
	入場料を徴収する場合	高校生以下 同上	300 円 同上
	大人	同上	600 円 同上
アマチュア以外	入場料を徴収しない場合	同上	1,600 円 同上
	入場料を徴収する場合	同上	4,800 円 同上

7 山田運動公園の運動施設を利用する場合

(5) 陸上競技場、多目的広場

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュア	入場料を徴収しない場合	高校生以下 1 時間	100 円 基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	大人	同上	200 円 同上
	入場料を徴収する場合	高校生以下 同上	200 円 同上
	大人	同上	400 円 同上
アマチュア以外	入場料を徴収しない場合	高校生以下 大人	1,000 円 2,000 円 同上 同上
	入場料を徴収する場合	高校生以下 大人	2,000 円 4,000 円 同上 同上

8 高崎総合公園の施設を利用する場合

(3) 陸上競技場

区分			単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュア 入場料を徴収 しない場合	高校生以下	1 時間	200 円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
	大人	同上	400 円	同上	
	高校生以下	同上	400 円	同上	
		大人	800 円	同上	
アマチュア以 外 入場料を徴収 しない場合	高校生以下	同上	2,000 円	同上	
	大人	同上	4,000 円	同上	
	高校生以下	同上	4,000 円	同上	
		大人	8,000 円	同上	

工事請負契約の締結について

妻ヶ丘地区公民館建設（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

1 契約の目的 妻ヶ丘地区公民館建設（建築主体）工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 461,450,000円

4 契約の相手方 持永・田中 特定建設工事共同企業体  
代表者 都城市安久町4642番イ号地  
株式会社 持永組



議案第136号関係資料

妻ヶ丘地区公民館建設（建築主体）工事

1 工事概要 地区公民館

- ・構造：鉄筋コンクリート造
- ・階数：1階建て
- ・建築面積：1,221.55 m<sup>2</sup>
- ・延べ面積：1,059.77 m<sup>2</sup>

駐輪場

- ・構造：アルミニウム合金造
- ・階数：1階建て
- ・建築面積：5.45 m<sup>2</sup>
- ・延べ面積：10.43 m<sup>2</sup>

上記に係る建築主体工事、外構工事

2 予定価格 462,220,000円（消費税及び地方消費税込み）

420,200,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 461,450,000円（消費税及び地方消費税込み）

419,500,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 99.83%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
持永・田中 特定建設工事共同企業体 (70:30)	419,500,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。



工事請負契約の締結について

社会资本整備総合交付金事業 山之口運動公園東側（北工区）外構工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 社会资本整備総合交付金事業 山之口運動公園東側（北工区）外構工事                        |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約の金額  | 582,703,000円  |
| 4 契約の相手方 | 大淀・都北・清水 特定建設工事共同企業体<br>代表者 都城市上長飯町5427番地1<br>大淀開発 株式会社 |



議案第137号関係資料

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園東側（北工区）外構工事

1 工事概要	土工	N = 1式
	排水工	N = 1式
	路側工	N = 1式
	舗装工	A = 20,569.0 m <sup>2</sup>
	区画線工	L = 1,047.9m
	防護柵工	N = 1式
	公園施設工	N = 1式
	構造物取壟工	N = 1式
	復旧工	N = 1式
	サイン工	N = 17基

2 予定価格 594, 598, 400円（消費税及び地方消費税込み）  
540, 544, 000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 582, 703, 000円（消費税及び地方消費税込み）  
529, 730, 000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 97.99%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
大淀・都北・清水 特定建設工事共同企業体 (45:35:20)	529,730,000	落札
徳満・丸昭・南星 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	534,000,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。



議案第138号

工事請負契約の締結について

社会资本整備総合交付金事業 山之口運動公園東側（南工区）外構工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

- 1 契約の目的 社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園東側（南工区）外構工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 321,200,000円
- 4 契約の相手方 木場・真栄・大成 特定建設工事共同企業体  
代表者 都城市姫城町25街区68号  
株式会社 木場組



議案第138号関係資料

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園東側（南工区）外構工事

- 1 工事概要 土工 N=1式  
排水工 N=1式  
舗装工 A=8,523 m<sup>2</sup>  
公園施設工 N=1式  
撤去工 N=1式  
サイン工 N=9基
- 2 予定価格 327,805,500円（消費税及び地方消費税込み）  
298,005,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 3 落札価格 321,200,000円（消費税及び地方消費税込み）  
292,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落札率 97.98%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
木場・真栄・大成 特定建設工事共同企業体 (43:33:24)	292,000,000	落札
大淀・都北・清水 特定建設工事共同企業体 (45:35:20)	298,000,000	
徳満・丸昭・南星 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	296,700,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。



議案第139号

工事請負契約の締結について

社会资本整備総合交付金事業 都城運動公園 屋内競技場新築（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

- 1 契約の目的 社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園 屋内競技場新築（建築主体）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1,619,794,000円
- 4 契約の相手方 吉原・都北・高野 特定建設工事共同企業体  
代表者 都城市中原町32街区1号  
吉原建設 株式会社



議案第139号関係資料

社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園 屋内競技場新築（建築主体）工事

1 工事概要 屋内競技場

- ・構造：鉄筋コンクリート一部鉄骨造
- ・階数：2階建て
- ・建築面積：4,008.54 m<sup>2</sup>
- ・延べ面積：4,464.73 m<sup>2</sup>

上記に係る、建築一式工事

2 予定価格 1,622,500,000円（消費税及び地方消費税込み）  
1,475,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 1,619,794,000円（消費税及び地方消費税込み）  
1,472,540,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 99.83%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
吉原・都北・高野 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	1,472,540,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。



議案第140号

工事請負契約の締結について

社会资本整備総合交付金事業 都城運動公園 屋内競技場新築（電気）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 社会资本整備総合交付金事業 都城運動公園 屋内競技場新築（電気）工事                |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約の金額  | 241,560,000円                                      |
| 4 契約の相手方 | 九南・栄進・久保 特定建設工事共同企業体<br>代表者 宮崎市大字赤江2番地<br>株式会社 九南 |



議案第140号関係資料

社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園 屋内競技場新築（電気）工事

1 工事概要 屋内競技場

- ・構造：鉄筋コンクリート一部鉄骨造
- ・階数：2階建て
- ・建築面積：4,008.54 m<sup>2</sup>
- ・延べ面積：4,464.73 m<sup>2</sup>

上記に係る、電気工事

2 予定価格 250,360,000円（消費税及び地方消費税込み）  
227,600,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 241,560,000円（消費税及び地方消費税込み）  
219,600,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 96.48%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
九南・栄進・久保 特定建設工事共同企業体 (50:25:25)	219,600,000	落札
トーエイ・ナガノ・宮電 特定建設工事共同企業体 (50:25:25)	223,800,000	
マエムラ・田之上・霧島 特定建設工事共同企業体 (50:25:25)	221,900,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。



議案第141号

工事請負契約の締結について

社会资本整備総合交付金事業 都城運動公園北側エリア駐車場外整備工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 社会资本整備総合交付金事業 都城運動公園北側エリア<br>駐車場外整備工事                 |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約の金額  | 327,008,000円  |
| 4 契約の相手方 | 吉原・徳満・南星 特定建設工事共同企業体<br>代表者 都城市中原町32街区1号<br>吉原建設 株式会社 |



議案第141号関係資料

社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園北側エリア駐車場外整備工事

1 工事概要 舗装工  $A = 15,941 \text{ m}^2$

雨水排水設備工  $N = 1$  式

サービス施設整備工  $N = 1$  式

園路広場工  $N = 1$  式

施設撤去工  $N = 1$  式

植栽工  $N = 1$  式

信号機移設  $N = 1$  式

2 予定価格 333,683,900円（消費税及び地方消費税込み）

303,349,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 327,008,000円（消費税及び地方消費税込み）

297,280,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 97.99%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
丸昭・桜木・博栄 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	303,050,000	
吉原・徳満・南星 特定建設工事共同企業体 (45:35:20)	297,280,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。



工事請負契約の締結について

社会资本整備総合交付金事業 都城運動公園 ブルペン新築（建築主体・管）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

- 1 契約の目的 社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園 ブルペン新築（建築主体・管）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 203,500,000円
- 4 契約の相手方 都城市一万城町21号10番  
株式会社 匠



議案第142号関係資料

社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園 ブルペン新築（建築主体・管）工事

1 工事概要 ブルペン

- ・構造：鉄骨造
- ・階数：1階建て
- ・建築面積：723.43 m<sup>2</sup>
- ・延べ面積：723.43 m<sup>2</sup>

上記に係る、建築一式工事

2 予定価格 203,830,000円（消費税及び地方消費税込み）

185,300,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 203,500,000円（消費税及び地方消費税込み）

185,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 99.83%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
株式会社 匠	185,000,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。



議案第143号

財産の取得について

次のとおり8t深ダンプ車を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

1 取得財産 8t深ダンプ車

2 数量 1台

3 契約の方法 指名競争入札

4 契約金額 18,599,000円

5 契約の相手方 都城市大王町6街区15号  
有限会社修行自動車



議案第143号関係資料

1 取得財産 8t 深ダンプ車

2 数量 1台

3 予定価格 21,070,760円（消費税及び地方消費税込み）

4 落札価格 18,599,000円（消費税及び地方消費税込み）

5 落札率 88.26%

6 指名業者及び入札結果

指名業者	第1回入札金額(円)	摘要
有限会社修行自動車	18,599,000	落札
有限会社日高自動車整備工場	18,900,860	
株式会社コヅマ	19,200,000	

備考：入札金額は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

7 車両の仕様

- (1) 8t 深ダンプ車
- (2) 乗車定員：2名以上
- (3) エンジン：ディーゼルエンジン
- (4) トランミッション：7速マニュアル
- (5) 他積載品・付属品含む。



財産の取得について

次のとおり学校給食用食器及び食器カゴを取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

1 取得財産 学校給食用食器及び食器カゴ

2 数量  
深皿 14,000枚  
ボール 28,000枚  
食器カゴ小 150個  
食器カゴ大 450個

3 契約の方法 指名競争入札

4 契約金額 50,464,700円

5 契約の相手方 都城市年見町17号8番地  
キッチンショップたなか屋  
代表者 戸越 貴大



議案第144号関係資料

1 取得財産 学校給食用食器及び食器カゴ

2 数量 深皿 14, 000枚

ボール 28, 000枚

食器カゴ小 150個

食器カゴ大 450個

3 予定価格 50, 811, 145円（消費税及び地方消費税込み）

46, 191, 950円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札価格 50, 464, 700円（消費税及び地方消費税込み）

45, 877, 000円（消費税及び地方消費税抜き）

5 落札率 99.31%

6 指名業者及び入札結果

指名業者	第1回入札金額(円)	摘要
キッチンショップたなか屋	45, 877, 000	落札
株式会社都城アイホー	48, 823, 150	
ユー・コールドシステム株式会社	52, 094, 600	
ディストーション	66, 018, 500	

備考：入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

7 仕様

(1) 深皿 三信化工株式会社 PNS-17EBA

(2) ボール 三信化工株式会社 PN B-31EBA

(3) 食器カゴ小 三信化工株式会社 PSK-150V

(4) 食器カゴ大 三信化工株式会社 PSK-310N IV



議案第145号

財産の取得について

次のとおり食器洗浄機を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

1 取得財産 食器洗浄機

2 数量 3台

3 契約の方法 指名競争入札

4 契約金額 152,240,000円

5 契約の相手方 都城市若葉町54号7番地 東ビル505号室  
株式会社都城アイホー



議案第145号関係資料

- 1 取得財産 食器洗浄機
- 2 数量 3台（食器洗浄機 WFB-131W 特2台 食器・食缶洗浄機 WHP3-3NU 特1台）
- 3 予定価格 178,112,000円（消費税及び地方消費税込み）  
161,920,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落札価格 152,240,000円（消費税及び地方消費税込み）  
138,400,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 5 落札率 85.47%

6 指名業者及び入札結果

指名業者	第1回入札金額(円)	摘要
株式会社都城アイホー	138,400,000	落札
ユー・コールドシステム株式会社	146,760,000	
川西機工株式会社	148,500,000	
キッチンショップたなか屋	155,000,000	

備考：入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

7 食器洗浄機の仕様

- ・食器洗浄機
  - (1) 品名 食器洗浄機
  - (2) メーカー 株式会社アイホー
  - (3) 型式 WFB-131W特
  - (4) 本体寸法 幅12,580mm×奥行2,265mm×高さ2,300mm
  - (5) 材質 【架台・アジャストボール・仕上げすぎノズル】ステンレスSUS304

【タンク・本体・洗浄室扉・制御盤・操作盤】ステンレス SUS430

【コンベヤ】ステンレス SUS430及び合成樹脂

(6) 台数 2台

・食器・食缶洗浄機

(1) 品名 食器・食缶洗浄機

(2) メーカー 株式会社アイホー

(3) 型式 WHP3-3NU特

(4) 本体寸法 幅5,300mm×奥行900mm×高さ2,030mm

(5) 材質 【架台・本体・扉】ステンレス SUS430

【アジャスト脚】ステンレス SUS304

(6) 台数 1台

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市総合文化ホール条例第5条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市総合文化ホール

2 指定管理者となる団体の名称

都城市文化振興財団・舞台事業組合共同事業体

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



議案第147号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市児童館条例第7条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市梅北児童館

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱ

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



議案第148号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市児童館条例第7条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市安久児童館

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人こじいの森・子どもの時間

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



議案第149号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市児童館条例第7条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市下水流児童館

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人桜ます

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市児童館条例第7条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市神柱児童センター

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人スマイルング・パーク

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



議案第 151 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び都城市児童館条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

都城市長 池田 宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市都原児童センター

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人スマイルング・パーク

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで



議案第152号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市点字図書館条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市点字図書館

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人都城市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



議案第153号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城健康サービスセンター条例第4条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城健康サービスセンター

2 指定管理者となる団体の名称

一般社団法人都城市北諸県郡医師会

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



議案第154号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城夜間急病センター条例第5条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城夜間急病センター

2 指定管理者となる団体の名称

一般社団法人都城市北諸県郡医師会

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



議案第155号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市林業総合センター条例第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田 宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市林業総合センター

2 指定管理者となる団体の名称

都城森林組合

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



議案第156号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市多目的研修集会施設条例第5条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田 宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市高城多目的研修集会施設

2 指定管理者となる団体の名称

四家地域自治公民館連絡協議会

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



議案第157号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市職業訓練センター条例第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市職業訓練センター

2 指定管理者となる団体の名称

職業訓練法人都城地域職業訓練協会

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



議案第158号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市都市公園以外の公園に関する条例第5条第1項に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
志和池中央ふれあい広場

2 指定管理者となる団体の名称  
志和池地区環境整備対策協議会

3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市都市公園以外の公園に関する条例第5条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
関之尾公園

2 指定管理者となる団体の名称  
株式会社スノーピーク

3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



議案第 160 号

議決事項の変更について

令和 5 年 3 月 22 日に議決された議案第 53 号「公の施設の指定管理者の指定について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 5 年 1 月 29 日提出

都城市長 池田 宜永

記

指定の期間を次のように改める。

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで



議案第53号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市山之口青井岳観光施設条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

都城市長 池田宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
青井岳キャンプ場

2 指定管理者となる団体の名称  
ヤマブルー株式会社

3 指定の期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



議案第161号

国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」事務の委託の  
廃止に関する三股町との協議について

都城市と三股町における国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の事務委託に関する規約の廃止について、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、三股町の国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の事務の受託を廃止することについて協議するため、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永



国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の事務の委託に関する規約を廃止する規約

国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託に関する規約（三股町と都城市との国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の事務の委託に関する規約）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和 6 年 2 月 29 日から施行する。



議案第162号

市道の認定及び廃止について

別紙のとおり市道を認定及び廃止することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田宜永



## 別紙

### 市道路線の認定

#### 沖水地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
40554	太郎坊554号線	都城市 太郎坊町	都城市 太郎坊町	資料番号①

#### 五十市地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
51030	加治屋1030号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号②
51031	加治屋1031号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号②
51032	原村1032号線	都城市 五十町	都城市 五十町	資料番号③

#### 高城地区

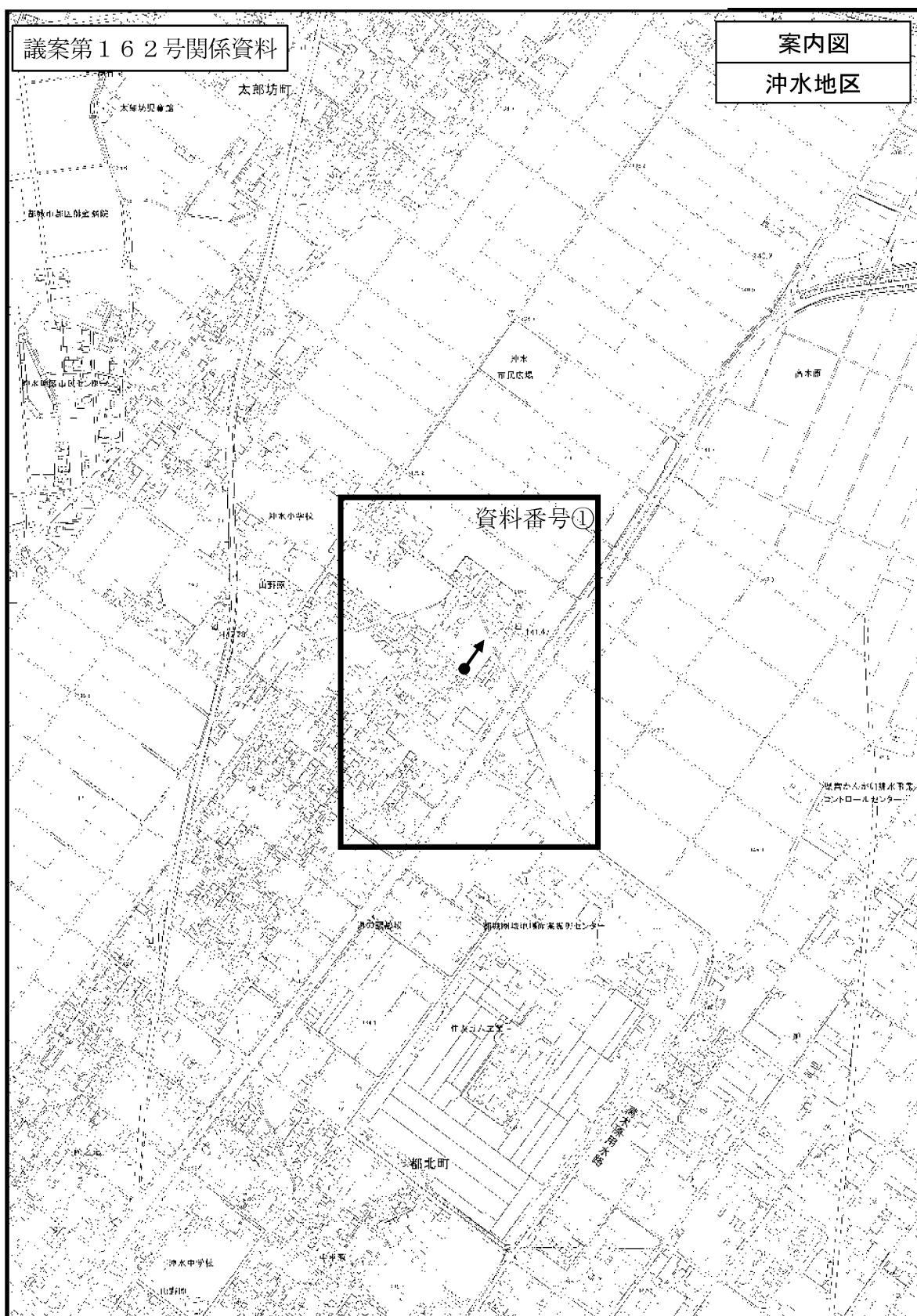
路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
110171	軍神原171号線	都城市 高城町穂満坊	都城市 高城町穂満坊	資料番号④
110172	軍神原172号線	都城市 高城町穂満坊	都城市 高城町穂満坊	資料番号④
110604	軍神原604号線	都城市 高城町穂満坊	都城市 高城町穂満坊	資料番号④

# 市道路線の廃止

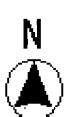
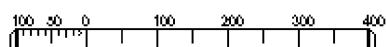
## 高城地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
110171	軍神原住宅通171号線	都城市 高城町穂満坊	都城市 高城町穂満坊	資料番号④
110172	軍神原住宅通172号線	都城市 高城町穂満坊	都城市 高城町穂満坊	資料番号④
110173	軍神原住宅通173号線	都城市 高城町穂満坊	都城市 高城町穂満坊	資料番号④
110604	軍神原住宅中通線	都城市 高城町穂満坊	都城市 高城町穂満坊	資料番号④
110833	軍神原住宅通833号線	都城市 高城町穂満坊	都城市 高城町穂満坊	資料番号④

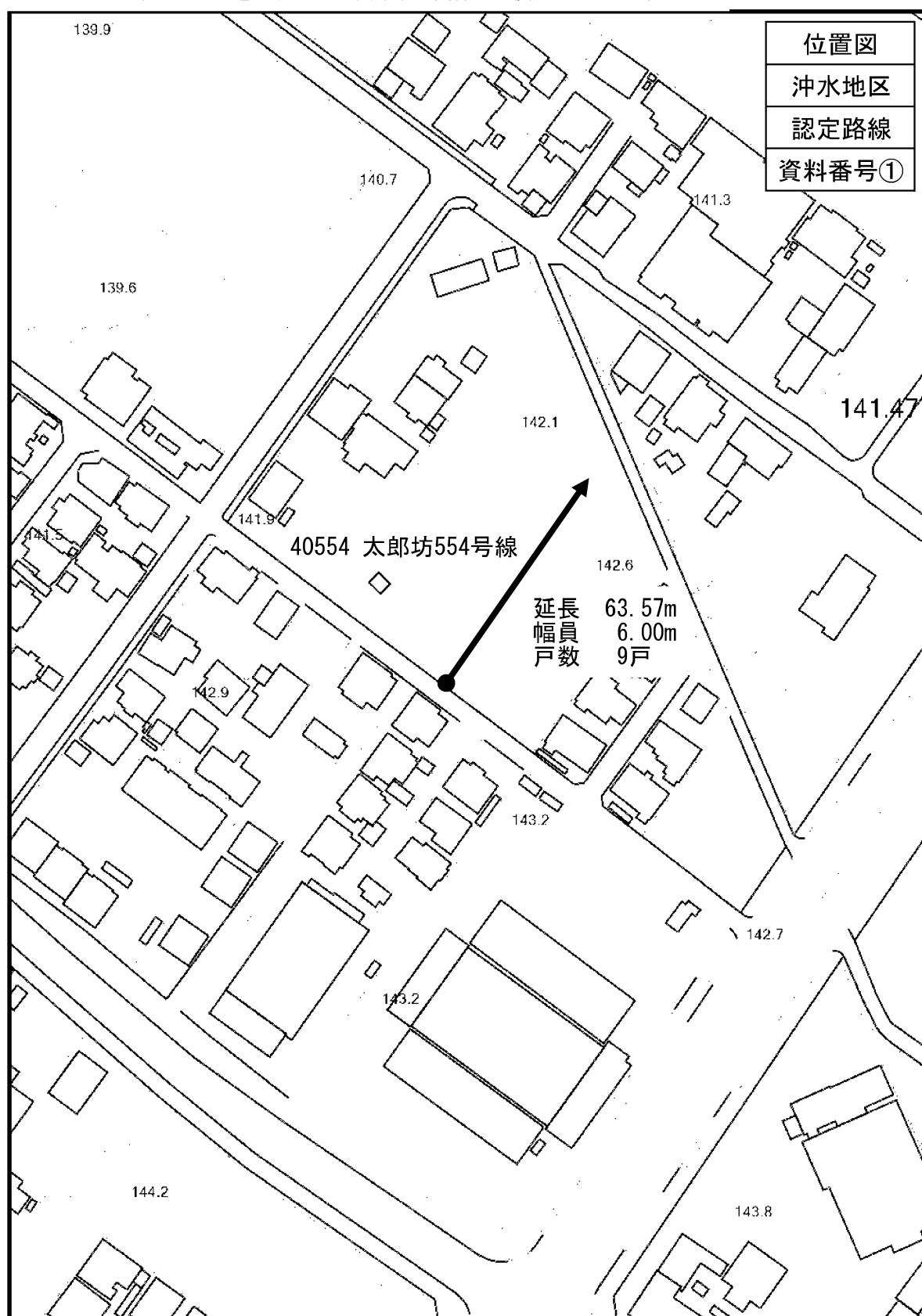
※この図面は位置的なものであり、権利関係には使用できません。



縮尺 1 : 10000



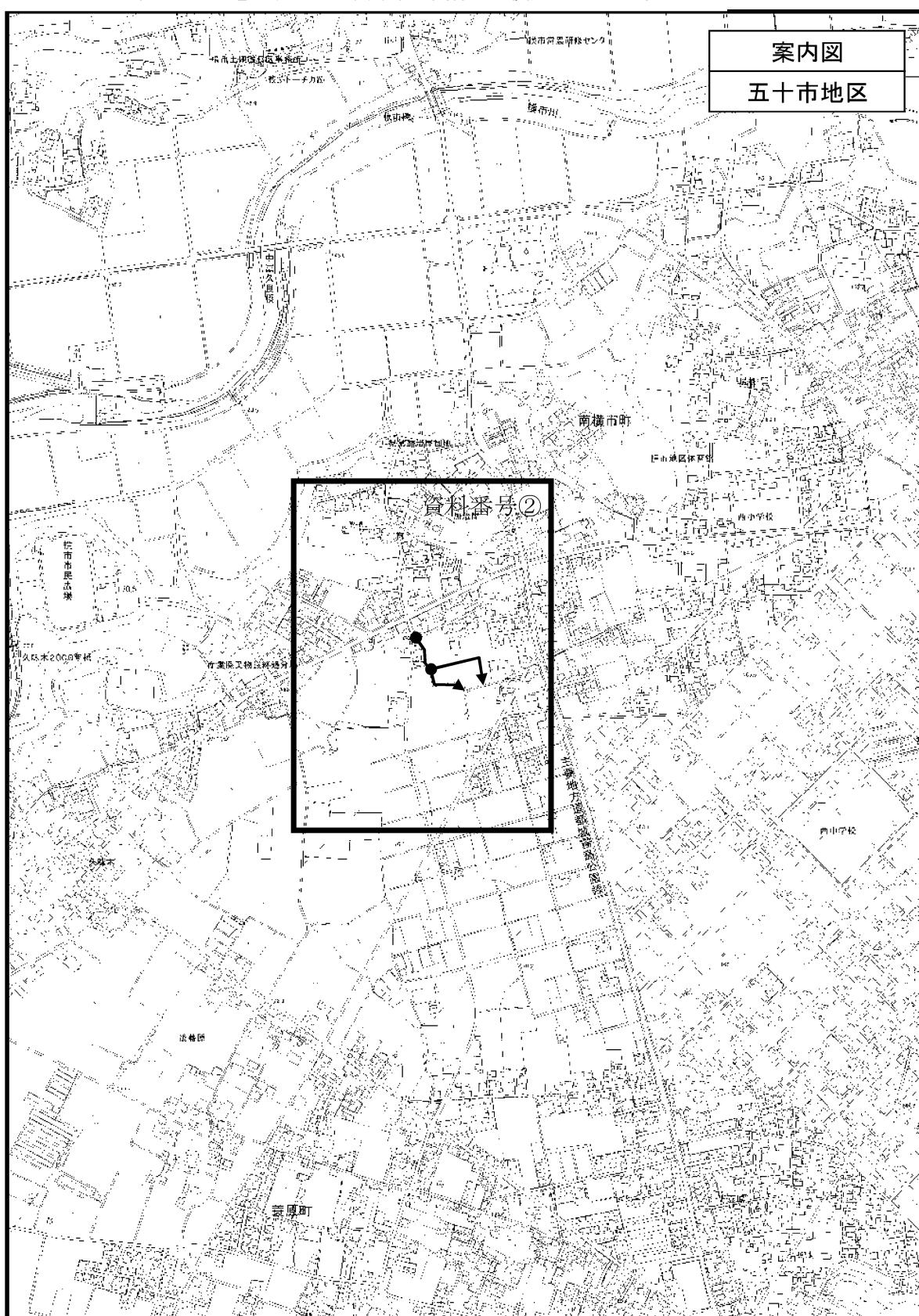
※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



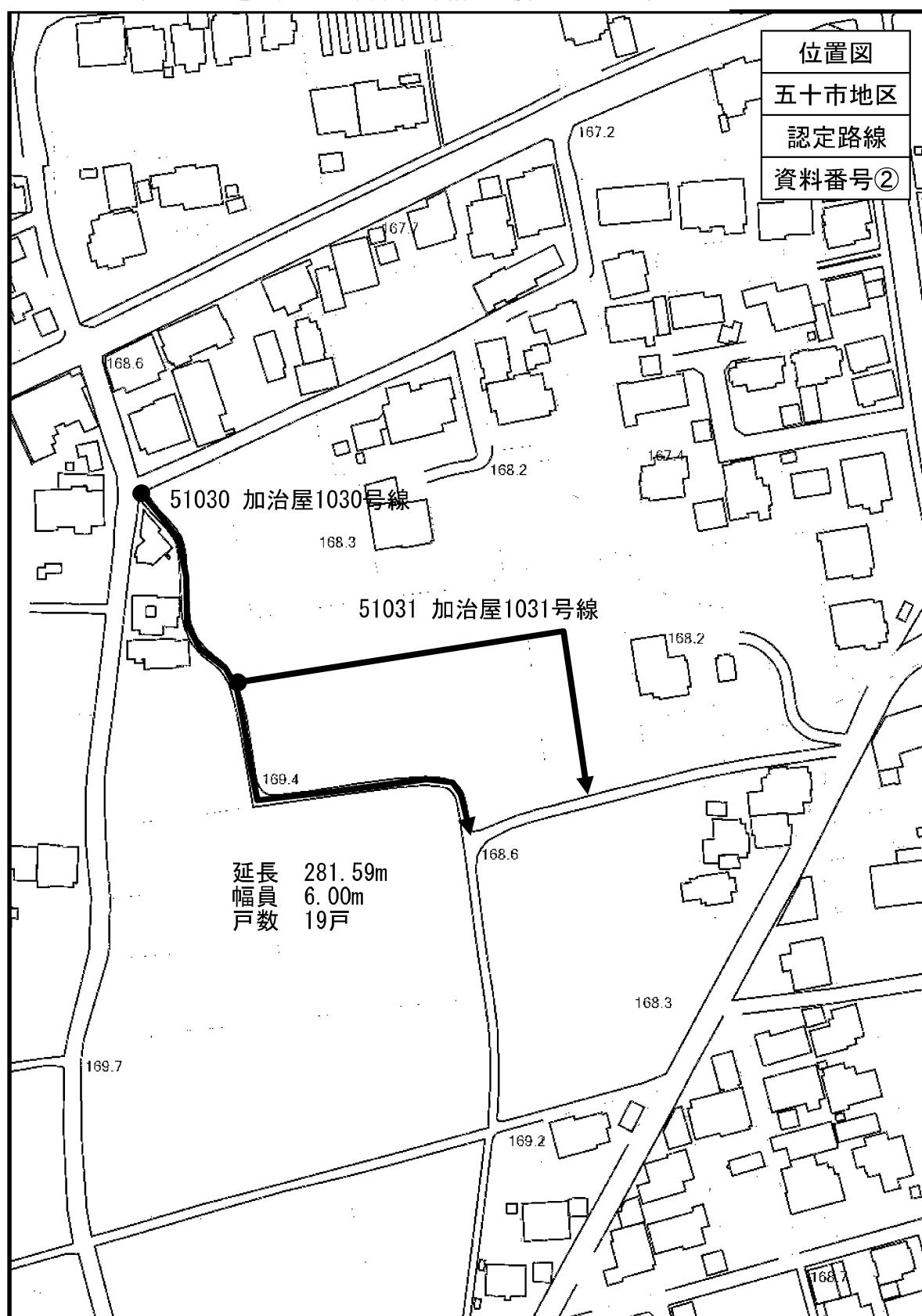
縮尺 1 : 1500  
10 20 30 40 50 60 70 80



※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



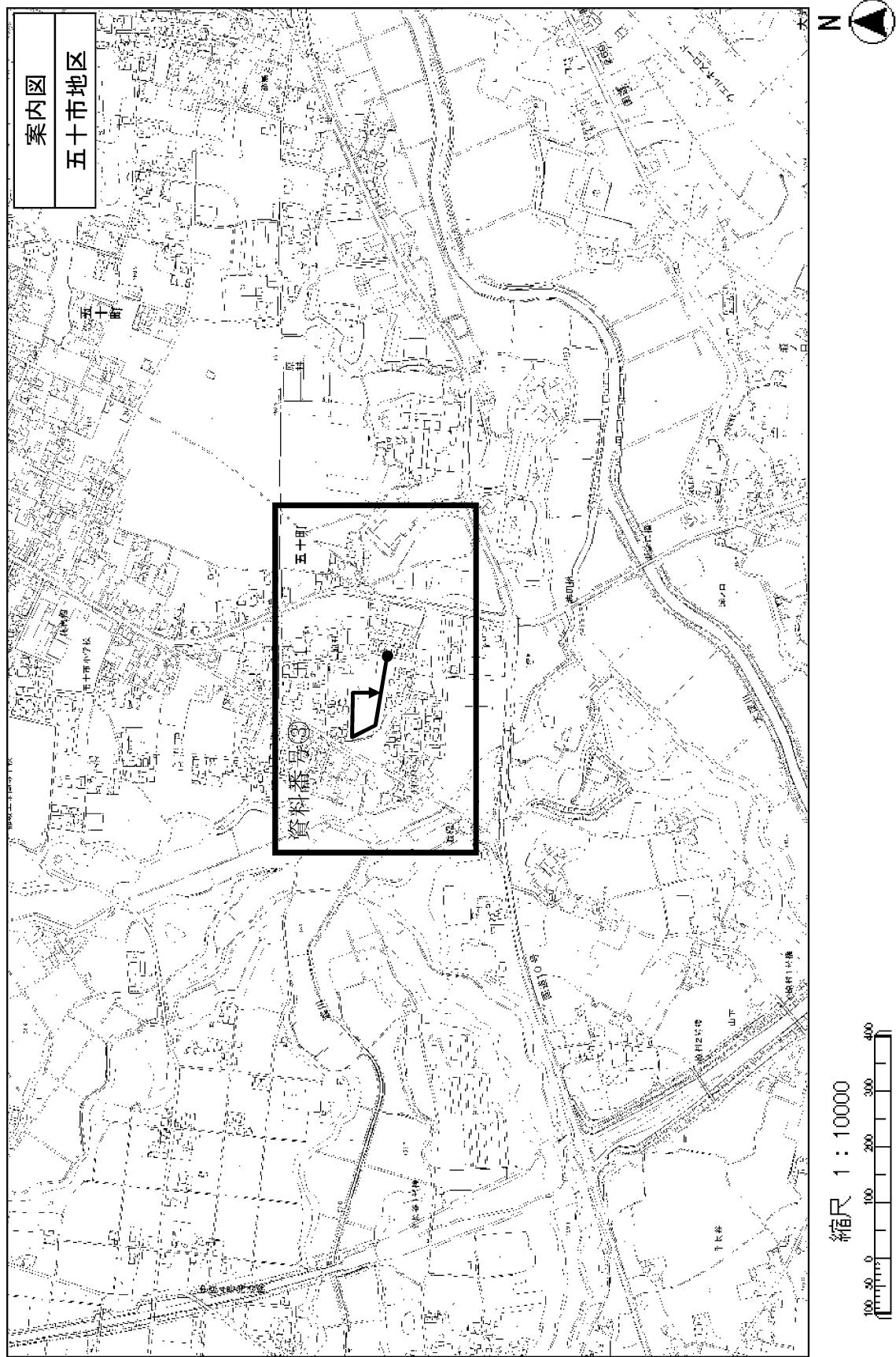
※この図面は位置的なものと示すものであり、権利関係には使用できません。



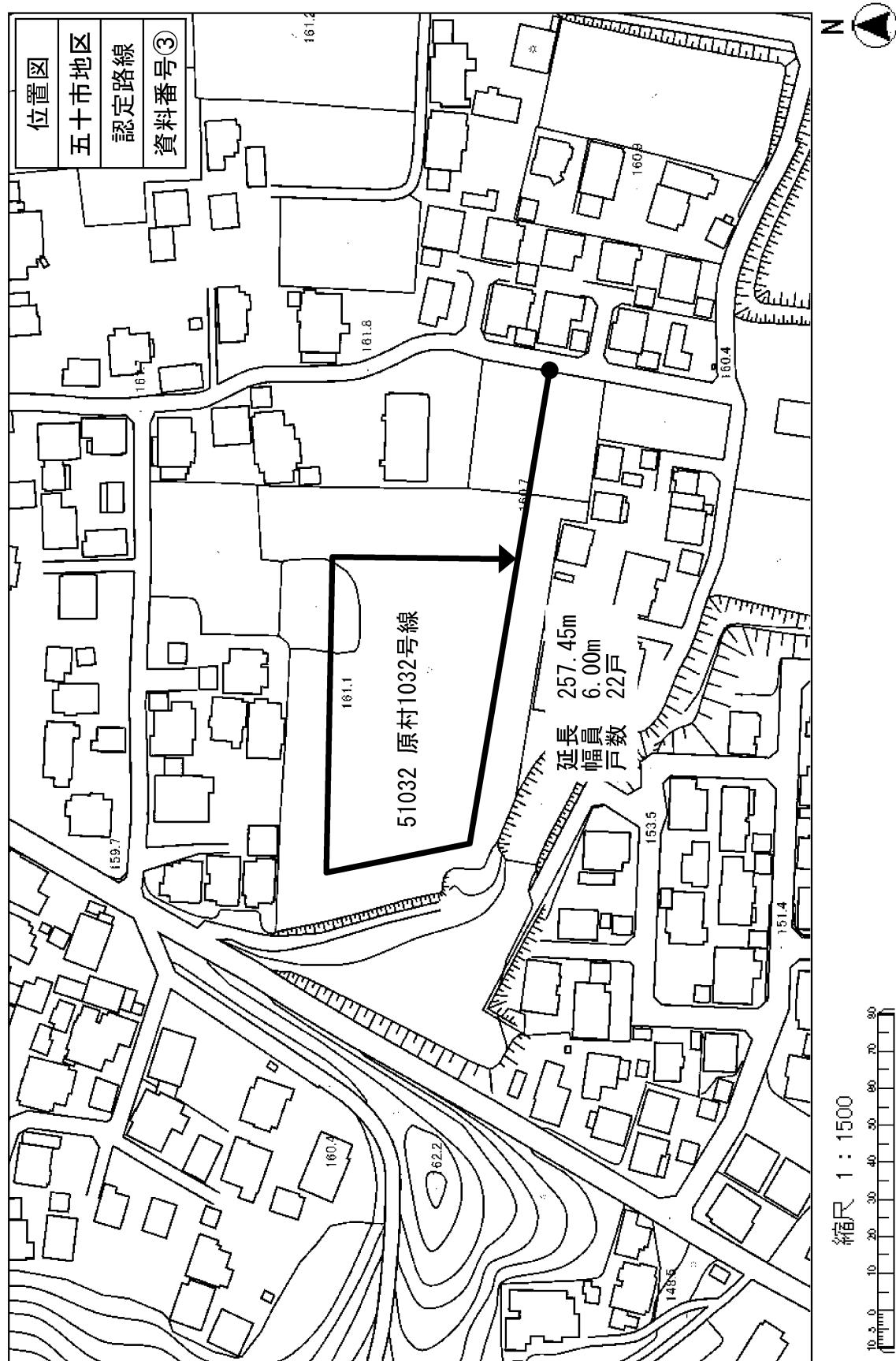
縮尺 1 : 1500



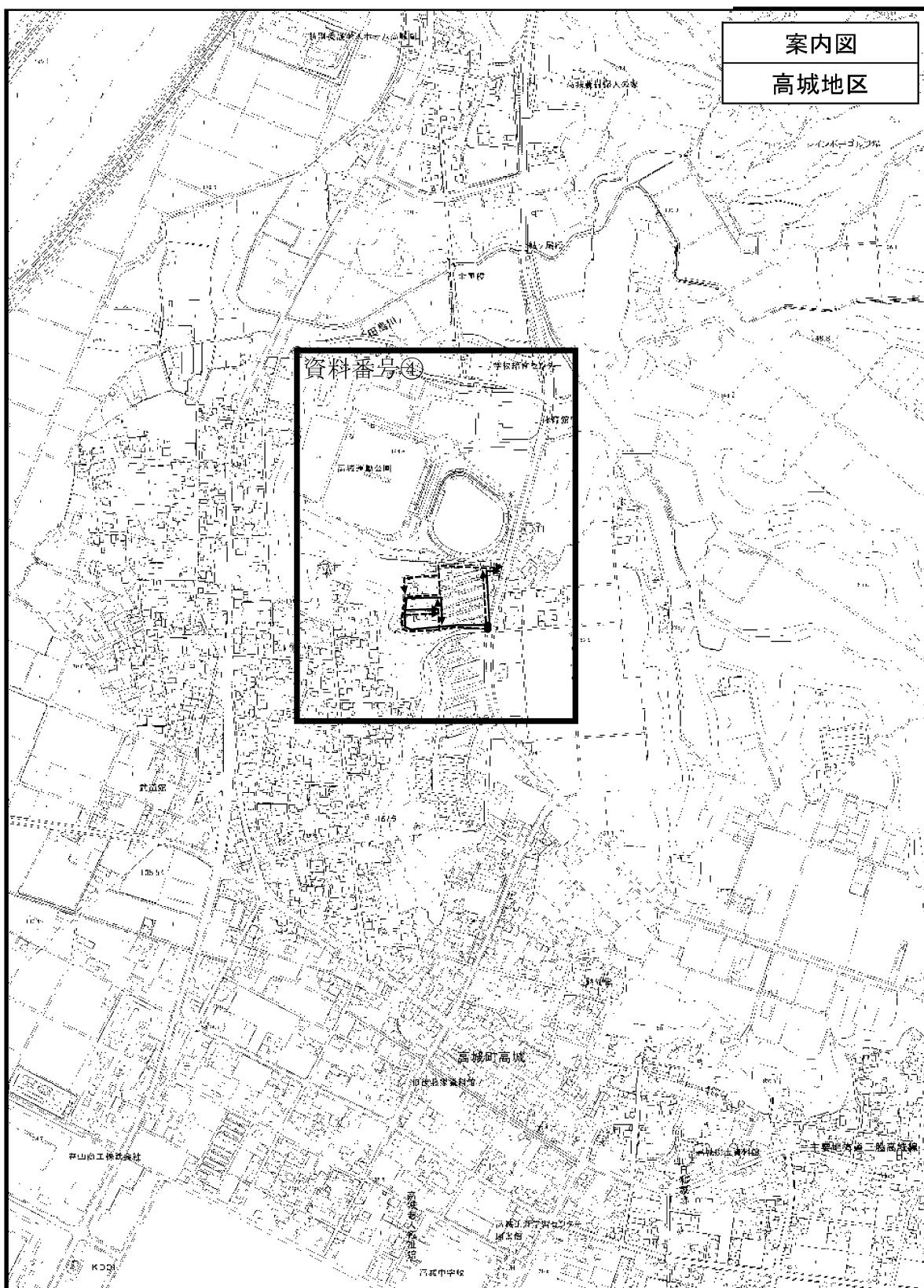
※この図面は位置的などを示すものであり権利関係には使用できません。



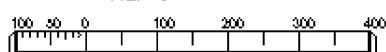
※この図面は位置的などを示すものであり権利関係には使用できません。



※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



縮尺 1 : 10000



※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。

